

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

米空母キティホーク入港に関する調査特別委員会会議録			
日 時	平成 1 2 年 9 月 2 2 日（金）	開 議	午前 1 1 時 0 0 分
		散 会	午後 6 時 4 1 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	正・副委員長互選、付 託 案 件		
出 席 委 員	小林委員長、佐野副委員長、中村・斉藤（裕）・古沢・見楚谷・新野・次木・佐々木（勝）・渡部・北野・斉藤（陽） 各委員		
説 明 員	市長、助役、教育長、総務・財政・経済・港湾・環境・学校教育・社会教育 各部長、水道局長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
年長委員			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

○次木年長委員

開議宣告。署名員に新野・北野両委員を指名。

委員長の互選を指名推選をもって行うことに全会一致で決定。

小林委員を被指名人とし、被指名人を当選人とすることに全会一致で決定。

よって、小林委員が委員長に当選した。

(委員長就任挨拶)

○委員長

副委員長の互選を指名推選をもって行うことに全会一致で決定。

佐野委員を被指名人とし、被指名人を当選人とすることに全会一致で決定。

よって、佐野委員が副委員長に当選した。

(副委員長就任挨拶)

会議に諮り、委員長ほか各会派1名をもって構成する理事会を設置することに全会一致で決定。

暫時休憩。

休憩 午前11時06分

再開 午後 1時00分

○委員長

会議を再開いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

○古沢委員

質問に入る前にお願いをしておきたいと思います。

昨年の4月に議会に送っていただいて以来、本会議、常任・特別各委員会を通じて、これほど市民の皆さんの傍聴を得たことはありませんでした。

いかに今度の米空母問題が市民の皆さんの不安、心配、こうした点での関心が高いかということのあらわれだと思えます。そういった点では、ぜひ市長にお願いしておきますが、傍聴の皆さんにもわかりやすく市長の態度、立場が伝わるようにご答弁をいただきたいと思えます。

私からは第3回定例会本会議において、市長がこの米空母入港問題に関してご答弁されているその中身に沿ってお伺いしたいというふうに思っております。

市長は、本会議において、この米空母キティホーク入港問題に関してこのように答弁されています。「米空母は我々から誘致したわけではない。しかし、日米地位協定から言うと、全部拒否するわけにはいかない」このように答弁されていますが、そのとおりでよろしいですか。

○市長

これは民主党の佐々木議員の確か再質問だと思いますけれども、前市長が二度と来てほしくないというような実感を持ったというような関連でお尋ねがあったわけですが、それにつきまして今のようなお話を申し上げましたけれども、いわゆる日米地位協定といいますか、これが一つありますので、このことをもってすべて拒否するというにはならないだろうという、そういう意味でお答えしたつもりでございます。

○古沢委員

市長、だめです、それ。僕も何度もテープを回して聞き直しましたら、「日米協定をもってすべてを拒否するわけにはいかないだろう」というふうに答弁したというのではなくて、違うんです。「日米地位協定から言うと、全部拒否するわけにはいかない」というふうに答弁されている。お認めになりますか。

○市長

地位協定があるので、これは拒否できないだろうという、全部ですよ。一部は拒否できるということだと思えます。

○古沢委員

それでは、具体的な点で何点かお尋ねをします。

市長が答弁をされた日米地位協定、これは1960年の安保改定のときに日米間で結ばれた協定であります。それではその翌年から1961年以降の外国軍艦船の小樽港入港状況について、資料もいただいておりますが、傍聴の皆さんもいらっしゃいますので、改めてお尋ねしたいと思います。

○港政課長

1961年から小樽港へ入港しております外国国籍あるいは艦船、米国運輸省のコーストガード沿岸警備隊船を含めまして68隻ということでございます。

○古沢委員

それでは、その68艦船のうち米艦船は幾らになりますか。

○港政課長

61隻ということになります。

○古沢委員

68のうち61が米軍艦船である。

なお、1977年以降、米軍艦船以外の外国の艦船の入港はありますか。

○港政課長

米国籍艦船以外の入港はございません。

○古沢委員

それでは、お尋ねします。

1977年以降は、外国艦船すべてが米軍の艦船であります。日米地位協定から言うと全部拒否するわけにはいかないんだ。つまり68艦船の入港を認めてきたわけですが、それでは、このほかに入港を拒否した外国艦船はありますか。

○港政課長

友好親善、補給ということで要請が来ており、拒否した艦船はございません。

○古沢委員

資料1ですが、この中で1986年から94年にかけて、海洋調査船、米軍に所属する海洋調査船ですが入港しております。しかも、1991年には1年間で入港した8艦船のうちすべてが海洋調査船ですが、この米海軍に所属する海洋調査船の主たる任務についてお尋ねします。

○港政課長

海洋調査船につきましては学術調査船と伺っておりまして、水深別に海水サンプリングあるいは海流、水分、塩分、濃度等についても調査するというようなことで伺っております。

○古沢委員

86年から94年にかけて、14艦船、海洋調査船ですが、そのうちの8艦船が91年に集中しています。この年度はすべからくこの海洋調査船ですが、なぜ91年に、つまり平成3年度に集中的に入港しているか、その理由、目的は承知していますか。

○港湾部長

今お話しの海洋船でございますけれども、たしかにこの2カ年にかけて集中して入っているということでご

ざいすけれども、私どもとしましては、先ほどお話もございましたように、それぞれ海洋船の目的がございまして入ってきているのかなということだけしか認識してございませんので、その他の理由についてはちょっと私どもでは押さえてはございません。

○古沢委員

道内の民間港湾における米軍が調査をしたその内容が伝えられています。それによりますと、極めて微に入り細に入り、港湾施設、港湾の水深、海流、そういった問題にかかわり、それ以外、市民生活全般にわたるような調査項目にわたって調査されているわけですが、その内容については把握されていますか。

○港湾部長

私どもといたしましては、先ほどお話がありました調査船が水深を含めまして港内の水質を含めた海底調査を含め、また小樽港にあります埠頭の位置、水深、こういったものを調査したということで認識してございます。

○古沢委員

航海情報全般にわたって水路だとか潮流、海流、こういった調査ですとか、例えば港の収容力なんていうものを調査をしていますね。小樽港には大型船が2隻入ることが可能だ。

あるいは、駆逐艦、護衛艦、これらについては5ないし7収容することができる。こういった調査まで海洋調査船がすべからくしたとは言っていないよ。この間ずっと入ってきている各艦船が総合的に調査をしているんですが、こういう調査をしているわけです。さらには、道路、鉄道、小樽は札幌に近くて所要時間が何分程度だ、こういうような調査、それから水に関しての調査、小樽の埠頭で補給した水の残留塩素は0.3ppmだとか、こういった調査もしております。食料やごみの問題、こういったものも調査をしていますし、さらには、こういった飲食店、クラブ、バーがあるのか、こういう調査もしています。小樽はピージェイというお店に入ったけれども、ジャズがなかなかよかったとか、そういうような非常に細かな調査までやっております。

さらに、医療関係では、麻薬関係、ハードドラッグ、ソフトドラッグ、これらはどうやって手に入れることができるか、可能性があるかどうか。これは道内の函館だとか苫小牧、室蘭、小樽、そういったところで入手ができるかどうか、そういったことの調査もしています。

さらには、売春、こういったことができる店はどこか。例えば小樽では具体的に示していませんが、苫小牧港では何々という店に行けば売春ができる、こういう調査までやっているわけです。

さらに小樽港の調査では、出港の際に性的感染症、この兆候は見られなかった。これも調査項目ですよ。いかがですか。把握されていないんですか。

○港湾部長

私どもといたしましては、海の港関係につきましては、今お話をさせていただいたように、そういった水深を含めた形で、港湾機能にかかわるものを調査したということで認識してございますけれども、今お話し陸域の部分につきましても、そういう調査の報告があったというのは認識していません。

○古沢委員

承知しているということによろしいんですね。

実は1994年まで集中的に海洋調査船が入っていますし、この間、現行安保体制のもとでは1961年以降、68艦船、そのうち61艦船が米軍艦船だ。1977年以降は米軍艦船のみの入港だということがわかるわけですが、この海洋調査船が小樽の港に訪れるようになった86年から94年、これをへて3年後にインディペンデンスが入港しているわけです。

これら調査内容、調査結果を見るにつけ、極端に言えば日本国の主権にもかかわるような問題、そういう危惧さえいたしかねない。そのことを痛切に感じるわけですが、そこで、私は冒頭、市長答弁、日米地位協定で拒否するわけにはいかないのだという答弁があったということを確認させていただきましたので、安保条約と地位協定に関

してお伺いしたいと思います。

実は、1980年代以降、外務省、政府は例えば道内言えば函館、さらには東京港、こういったところに対して米軍艦船の入港を認めるかどうかという照会に対して、統一的に答えているその一例をちょっと挙げたいと思います。

これは外務省の北米局が発している公文書であります、「米軍艦船は安保条約及びその関連取り決めにに基づき、我が国の港への出入りを認められている。日本は米国のこうした権利を確保する条約上の義務を負っている。したがって」こう続きますが、「具体的実施上の調整は、米側と港湾管理者である地方公共団体との間で行われるが、寄港は支障なしに実施されるべきもの」、これがいわば安保条約、国際条約、それに基づく地位協定、協定の法律論的な解釈とは全く違うというふうに言わざるを得ないんですが、現在まで政府外務省が地方自治体に対してとってきた態度、待遇だと思いますが、そうすれば市長は日米地位協定から言うと、全部拒否するわけにはいかなかったんだというふうに答弁されました。この市長の答弁は、まさにこれと同じ立場だと言わざるを得ませんが、いかがですか。

○市長

この外務省の調査の結果というんですか、これ関連よくわかりませんが、内容的にはほぼ近いだろうと。

○古沢委員

そうすんなり認めるとは予想していなかったんですが、それでよろしいですね。

市長の立場はまさにこれと同じような内容的には立場だということをお認めになりました。この地位協定から言えば、拒否できないとする市長の立場は、同協定の第5条第1項によるものだと思いますが、地位協定第5条第1項はどのような条文でしょうか。

○（総務）総務課長

日米の地位協定の第5条第1項でございますけれども、「合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によって合衆国のためにまたは合衆国の管理のもとに、公の目的で運行されるものは入港料または着陸料を課さないで、日本国の港または飛行場に入出入りすることができる。この協定による援助を与えられない貨物または旅客がそれらの船舶または航空機で運送されるときは、日本国の当局にこの旨を通告を与えなければならず、その貨物または旅客の日本国への入国及び同国から出国は日本国の法令による」。

以上でございます。

○古沢委員

この第5条第1項の条文を今示していただきましたけれども、この入港料または着陸料を課されないで云々というところは、後ほどまた別の問題との関連でお尋ねしたいと思いますが、米軍艦船が日本の民間港へ出入りできる、このことを規定している条文はこの第5条だと思いますが、そう理解してよろしいですか。

○総務部長

この第5条の1項から3項までの規定がありますけれども、その条文によるものだと思っています。

○古沢委員

それでは、ちょっと紹介を兼ねて質問したいと思いますが、安保改定のときの国会議論ですね。安保改定、地位協定が審議をされたわけですが、1960年の国会の議論から今日本の民間港へ米軍艦船が出入りできるその規定は、この地位協定の第5条だということですが、この第5条に関して、国会答弁の中で当時の林修三法制局長官の答弁をご紹介したいと思います。「米軍の使用を許すために施設、区域を提供している。逆に言えば、施設、区域のみが米軍が使用するもの、つまり米軍の使用に供するために施設、区域というものを提供しているわけだから、それ以外に米軍の使用するものはない」このように答弁されています。

つまり、この施設、区域というのは、同協定の第6条で提供をしているいわゆる米軍基地のことではありますが、米軍基地以外について米軍の使用するものはないというふうに、当時の国会答弁では林法制局長官がされています。

この点で質問をしますよということでお伝えしてありますが、それで確認されておりますか。どうですか。

○総務部長

この件につきまして、私ども情報知りたくて調べたんですけれども、この件については不明であります。

○古沢委員

それでは、さらにつけ加えたいと思いますが、林法制長官は、これに加えて次のように答弁もされています。「通常は施設、区域を提供しているから、それ以外の使用は考えていない」安保改定のときの地位協定の審議でそういうふうに応答された、さらに加えて緊急の場合はどうか、これについてはこのように答弁しています。「例えば、米艦船水がなくなったとか、あるいは暴風雨で緊急避難を必要とするとか、そういう場合には、開港以外、開く港ですね、開港以外の港に入ってもよろしい、こういうことだ。緊急の場合、通常のもしくは定期的に日常的に出たり入ったりするものではない」こういうふうに応答されています。

さらに、これを後づけするように、1969年7月の衆議院の地方行政委員会で、当時の松原ススム外務省アメリカ局の安保課長が答弁されていますが、「第5条は、必ずしも米艦船が自由に民間港を使うという意味合いのものではないんだ」こういうふうにも答弁されています。国際条約、安保条約と、それに基づく地位協定、これをどう理解するかということは、国会議論の中では、法律論としてはほぼこういった形で定着しているのだと理解しておりますが、いかがですか。

○総務部長

大変申しわけありません。この当時の資料といいますが、それが私ども見つけることができなかったものですから、詳しく内容を調べるができなかったわけですが、私どもの今の考えとしましては、先ほど地位協定の第5条ということで日本国の中に入ると、以下そういう規定がございますので、第5条にのっとっているんだという解釈をしております。

○古沢委員

ところが、紹介したように、政府、外務省もこうした国会答弁の経緯を事実上無視するような取り扱い、態度をとっているわけですね。しかも、市長答弁にもあったように、地位協定があるからして、全部拒否するわけにはいかないというのは、外務省北米局の公文書の一節を紹介しましたが、基本的にはそれと態度を同じくすると、そういうふうにおっしゃっているわけです。つまり、安保条約、地位協定の義務化といいますが、自治体の首長として市長はそれに従わざるを得ないという立場を表明したというふうに理解してよろしいんですか。

○市長

地位協定によってすべて拒否できないということは原則だと思いますけれども、小樽の場合で言いますと、入港の通知があったときに、小樽市としてはいわゆる入出港時の安全性の確保の問題、それから港湾機能への影響があるのかないのかという問題、それから核搭載があるのかないのかと、こういう問題をこの3点について確認の上、入港を認めている、こういう状況になっております。

○古沢委員

答弁上、対応が矛盾だと思うんですね。安保条約があって地位協定がある。だから拒否できない。しかし、総合的に判断し、慎重に態度を決める。この点については、関連して北野委員から具体的にご質問することになるとは思いますけれども、地位協定が首長に及ぶ範囲といいますが、この点についてちょっと具体的な例でお尋ねしたいと思います。

地位協定の第5条第1項及び第2項では、先ほど示していただいた条文の入港料、着陸料、さらには2項、3項に関連して有料道路の通行料、これらを免除するという規定が盛り込まれています。

では、3年前のインディペンデンスが入港したときの入港料、係船料はどういうふうになっておりますか。

○港政課長

米艦船の入港の場合の入港料、係船料についてでございますが、防衛施設庁の方に被提供港湾施設損失補償申請書というものを提出いたしまして、入港料、係船料に見合う金額を防衛施設庁の方からお支払いいただいております。

○古沢委員

その金額は幾らですか。

○港政課長

前回のインディペンデンスの入港時につきましては、入港料21万4,101円、係船料543万4,150円となっております。これはモービルベイの分も含めるものです。

○古沢委員

港湾関連者である首長が地位協定に従わなければいけない。その義務があるとすれば、入港料などについては課されないで米軍側が入港する権利がある。こういうふうに取りまくることだって可能なわけですが、しかし、今答弁いただいたように、市長は入港料を徴収しているのではないですか。これは防衛施設庁が補てんしたという形ですが、小樽市に対して収入として受けているわけですね。つまり、米軍からもらうべきものはもらう。それを地位協定があるから防衛施設庁が補てんした。この入港料、係船料を防衛施設庁から補てんされて受けるという根拠は何によってですか。地位協定は課さないとしているんですよ。

○港湾部長

今お話にございました入港料、それから係船料でございますけれども、課長の方からお答えいたしましたように、昭和37年に被提供港湾施設損失補償要領というのが防衛庁の方で出ていまして、根拠となるものは日米地位協定に基づく25条の中に、日本と米軍事基地の中に合同会議というものを設けると、こういうことになってございまして、その中で今お話のありました施設については、かかった費用につきましては支払うことができると、このようになってございますので、それに基づいて私どもとしてはいただいている、こういうことでございます。

○古沢委員

要するに、地位協定に基づいて米軍と小樽市長との間の権利義務関係ではないということですね。これははっきりしていると思うんですが、政府が米軍にかわって自治体に支払ったわけです。この安保条約、地位協定の権利義務関係というのは、米国と日本国の間に存在するけれども、首長、山田市長に対して権利義務関係を発生させているわけではない。

補てんされた入港料、係船料等は、これは港湾法と国内法との規定の関係で山田市長が受けるべきものだから受けたんではないんですか。

○港湾部長

同じような答弁になるかもしれませんが、私どもとしてはやはり入港、それから接岸等につきましては、当然一般商船を含めて徴収しているわけですが、米艦船につきましても、当然こういった要領の中にいただけることになってございますので、今お話のありました内容につきまして徴収した。こういうことでございます。

○古沢委員

そういう意味では、日米地位協定が山田市長に網をかけているというものではないんだという様子が見えてくるわけですが、もう一つ具体的な例でお尋ねしたいと思うんです。

日本国内では、外国艦船から非核の証明書の提出がなければ入港を認めないとしている港湾管理者がいます。ご承知しておりますか。

○総務部長

神戸市というふうに聞いております。

○古沢委員

いわゆる神戸方式ですが、地位協定が市長に大きく網をかけていて拒否することができないんだとしたら、いわゆるこの神戸方式の存在というのは一体何なんですか。

○総務部長

神戸方式というその方式を私もちょっと詳しくは承知していませんけれども、実際の内容としましては非核証明書の提出に関して、議会で決議をしているというような状況で、そういう状態が続いているというふうに認識しております。

○古沢委員

このいわゆる神戸方式ですが、今ご答弁いただいたように、非核の証明書の提出を求める。およそ25年たっております。いろいろ情報を仕入れてみましたが、依然として外国艦船は入港しているようです。入港している外国艦船の中に、米軍艦船がありやなしや承知されておりますか。

○総務部長

25年間の中で、米艦船が入っているというふうには聞いておりません。

○古沢委員

他の外国艦船は、この神戸方式に基づいて核兵器を積んでいるかどうかについて公式に積んでいませんという証明書を提出して入港しているわけです。

ところが、この方式に切りかえてから、米軍艦船は今答弁あったように、ただの1回も入っていない。裏返して言えば、核兵器を積んでいないということを証明することができないからではないか。違いますか。

○総務部長

確かに25年間入っていないという事実はあるわけですが、これはいろいろ国とのかかわりがどういうふうになっているか詳しく承知しておりませんが、そういう面で米国の軍艦が入っていないんだと、寄港していないんだという事があるということは承知しております。

○古沢委員

その事実から何を確かめたいということを聞いているんですよ。オーストラリア、フランス、インド、その他、スウェーデンも確かありましたね。それらの艦船が神戸には入っています。非核証明書を提出しています。ところがこの約25年間、米軍艦船は1隻も入ることがない。それまで入っていたのが入ってこなくなった。これは事実は事実ですが、それだけの答弁でなくて、それは非核の証明書を提出することができないからではないか。しかも、大事なことは、地位協定があって拒否することができないと言われた本会議における山田市長の答弁、これとの関係で言えば、この25年間、この神戸方式が国内で堂々と存在しているということは、政府も外務省も安保条約、地位協定がそのことを妨げとならないということを認めている証拠でもないか。いかがですか。

○総務部長

先ほども答弁申し上げましたとおり、国との関連、その他については詳しく承知しておりませんが、米艦の寄港がなかったんだというふうに理解しております。

○古沢委員

極めてわかりやすい話でしてね。小樽がたまたまこの委員会に付託されておりますが、我が党が提出している非核港湾条例、いわば神戸方式ですが、これを制定すれば以後こんな心配なくなるんですよ。市長、答弁でおっしゃったではないですか。キティホークが入港する計画があるというふうに知らされたときに、なぜまたかというふうに思った。そして、最初に聞いたくだりに入っていくわけですよ。極めて率直な心情吐露だというふうに思うんですが、そういう心配がなくなるではないですか。

ところが、地位協定を楯にされている。大変な矛盾だと思うんですね。これに関連してですが、この地位協定の第5条について、1960年の1月19日に日米合意議事録というのが作成されています。この中で紹介いたしますが、

この条に定めのある場合を除くほか、日本国の法令が適用される。こう公式に確認されている。当たり前の話ですが、この議事録で改めて確認しているわけです。

それでは伺いますが、安保条約、地位協定に関連して、刑事特別法だとか、米軍用地特措法だとか、民事特別法いわゆる特別立法がされていますが、港湾に関連して特別立法されたということはありますか。

○港政課長

港湾に関する特別立法の関係でございますが、米艦船が港湾施設を損傷した場合等の損害賠償の関係につきまして、特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法というものがございます。これにつきましては、防衛施設庁が窓口となって、裁判の関係等を外国に裁判する際に、管理者の方にあっせんあるいは援助するという法律でございます。

○古沢委員

それ以外に肝心の港湾管理者がこうせねばならない、あせねばならないという、そういう取り決めと申しますか、特別立法、港湾管理者の権限にかかわるようなことについて、そのほか立法措置がされていることはありますか。

○港政課長

今申し上げました例以外では、ちょっと勉強不足の部分もあるかもしれませんが、承知してございません。

○古沢委員

私が質問したいところは、市長答弁に関連してですから、そろそろ私の質問をまとめていかなければいけないんですが、念のため確認させていただきます。今の質問、答弁を通じてこういうことが確認できるのではないかなと思うんですが。港湾法や地方自治体が定める港湾条例など、これらが適用される点では米軍艦船においても例外ではない。この点は確認できると思うんですが、市長、いかがですか。

○市長

ちょっとご質問の趣旨が理解できないものですから、間違った答弁すると申しわけないので、もう一度お願いします。

○古沢委員

つまり、市長は冒頭確認させていただいたように、地位協定の定めがあって受けなければいけないんだと言っているんです。私が質問したのは、それを盾にすることはだめなんだよと、必要がないんだよということを質問して、具体的な例も挙げたわけですが、であれば、国内法である港湾法や小樽市が定めるような港湾条例、これらの適用が米軍艦船にも及ぶという点では当たり前のことではないかということを質問したんですが、質問の趣旨はおわかり願えますか。

○市長

艦船の入港に当たりましては、当然地位協定というものがあるわけですから、それに拘束はされるだろうと。しかし、港湾条例その他ありますから、それは当然適用されていく、こう思います。

○古沢委員

地位協定の義務を日本国政府が港湾管理者である小樽市に対して、小樽市長に対して、係船料、入港料を代替わりして払っている。それを受けている小樽市はいわば地位協定では課さないと言っているのに、純法律論的に言ったら、課さないものを受ける受け皿がないんですよ。こんなものは自治体関係に働いている人だったら、だれでもわかることじゃないですか。法律で課してはならないということ決めているものを、お支払いしたいと言ってきたって受け皿がないんですよ。ところが受けているということは、地位協定、安保条約、これは日本国政府がアメリカ国に対して負っている義務だからです。小樽市長、港湾管理者が負っている義務ではないんですよ。

そこで、議論を通じてはっきりはしてきているんだと思うんですが、それでもなお市長は地位協定は自分に縛り

樽が初めて、キティホークも小樽が初めて、インディペンデンスもキティホークも小樽以外の民間港に入ったことがありますか。

○ 港政課長

インディペンデンス、キティホーク、米軍基地、横須賀それから佐世保、沖掛かりもございますけれども、それ以外については承知してございません。

○ 北野委員

調べていないということですが、新聞その他の報道をずっと追っかけて見ても、インディペンデンスやキティホークという巨大な空母が軍事基地のある横須賀、佐世保以外に、民間港に入ったということはないんですよ。民間港では小樽港だけです。インディペンデンスも小樽、キティホークも小樽なんです。こういう巨大な空母が小樽だけ連続して入ってくるということについて、市長はどういう感想をお持ちですか。

○ 市長

ひとつはやはりこの民間港にそういった空母が全国で初めて入ったということ、そしてまた引き続き3年後にまた来るということにつきましては、入港の目的が乗組員の休養とか友好親善とかとありますけれども、やはり小樽になぜ来るんだという疑問はどうしてもあります。

○ 北野委員

これは明らかに年間平均すれば、多いときは4隻、平均すれば2隻弱の軍艦が絶えず小樽に入ると、こういう民間港はないんですよ。それで、準軍港だとか、事実上の軍港という危惧を持つのは当然のことなんです。ほかの港で小樽と同じことが全国の民間港でやられているというのなら、小樽だけではないというふうになりますけれども、小樽は突出しているんですよ。だから、これは明らかに小樽港が民間港の中で軍港に位置付けられているということだけは指摘しておきたい。

それから、入港の目的は乗組員の休養とか親善とか、先ほど古沢委員からも指摘がありましたけれども、長期間ああいう狭い軍艦の中にいればストレスもたまるんですよ。発散させなければならない。いろいろ調査、先ほど古沢委員からあったけれども、結局、乗組員のガス抜きなんですよ。これは兵隊を預かる側から言えば、管理する側から言えば、当然やらなければならないことなんです。だから、これは軍隊の活動の一環なんですよ。それを親善とかあるいは乗組員の休養とか、そういうことでもって位置付けているんですよ。だから、巨大な娯楽の施設がある札幌までバスで行けばすぐ隣だということで、小樽をいつもねらうわけですよ。違いますか。

○ (総務) 総務課長

北野委員のご指摘ございますけれども、一応どういう意図があるにせよ、我々聞いておりますのは補給であるとか、友好親善だと、こういうことでございますので、そのように認識しております。

○ 北野委員

改めて伺いますが、キティホークの艦載機は80機とも言われています。総隊員数は5,253人です。これは艦船の乗組員、それから艦載機の乗員ですね、含めて5,253人。航空自衛隊の最大の基地である千歳に駐屯している航空隊員の総数、戦闘機の数、いかほどかお答えください。

○ (総務) 総務課長

先般、電話照会でございますけれども、千歳の担当の広報にお伺いいたしましたら、第2航空団の規模でございますが、F15、40機、それから1,500名体制だというふうにお伺いしております。

○ 北野委員

何機ですか。F15しかないんですか、自衛隊は。

○ (総務) 総務課長

そのときの電話照会ではF15、40機とだけお伺いしました。

○北野委員

だから、日本最大の航空自衛隊の基地である千歳も第2航空団もそういう程度なんですよ。それに倍する、隊員から言えば、その数はもっともっと大きいわけですね。だから、キティホークが入ることによって、自衛隊の最大の拠点である第2航空団の何倍もの戦闘力のあるそういう基地が小樽に設けられたというのと同じなんですよ。だから、私は軍港ということを言っているんですよ。広く市民もそういうことを心配するのは、そこに根拠があるからだ。だから、そういうことも念頭に置いて、市民の方々が小樽の平和と安全、あるいは核兵器の被害から小樽を守ろうというふうに世論を盛り上げるのは当然のことであって、この市民の願いにこたえるのは小樽市長の責務だと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長

今回の入港の関連につきましては、それぞれ皆さん方心配している方がたくさんいらっしゃることは十分承知しておりますので、私どもとしては港湾関係の皆さん方、あるいは商店街の皆さん、それから観光協会の皆さん、そして諸団体の皆さん方が入港をぜひ取りやめてくれ、こういう要請も受けておりますので、そういった方々の、さらにまた議会のご意見もありますので、そういったご意見を伺いながら総合的に判断したいと、こう思っております。

○北野委員

小樽では、我が党の参加している原水爆禁止小樽協議会は1985年から広島、長崎からのアピールが呼びかけられて、これにこたえて賛同署名が展開されて、現時点で11万人を超える人口の7割を超えるところまでできています。

また、最近、小樽非核平和市民条例を求める会が発足して、シオン教会、カトリック教会の牧師さん、あるいは浄土真宗の有力な住職の方々などが共同代表となって署名運動が呼びかけられています。

市長に伺いますが、キティホークの入港の判断を、入出港時の安全、2つ目は核兵器搭載有無の確認、3つ目は港湾関連業者の意見を聞いて慎重に判断すると、こういう3つのことを答えられています。なぜもっと広範な市民の意見を聞くという立場に立たないのでしょうか、お答えください。

○市長

今申し上げたとおり、幅広く私どもとしてはご意見を伺っていると、こういう認識で今進めているところでございます。

○北野委員

総務部に尋ねますが、市長がそういう態度をとっているんですが、港湾業者以外、市長の意を受けて聞き取りしている団体、業界はどこですか。

○（総務）総務課長

積極的に私どもが入っていったということよりも、今市長ご答弁申し上げましたけれども、いろいろな機会を通じて経済団体だとか、それから商店街の方も含めて、あるいは観光サイドの方であるとか、そういうところからの意見等をお伺いしているという、そういう機会にお伺いしているということでございますし、あるいはまた、現在のところいろいろなご意見をたくさんちょうだいしておりますけれども、いわゆる入港に関して関心をお持ちの方の電話等もいろいろあります。

ただ、寄港に対する反対云々という内容ばかりではなくて、やはりいつどういう形で入るのかとか、一般公開するのだろうかとか、そういうようなものもあるということも添えさせていただきたいと思います。

○北野委員

課長の話聞いていけば、歓迎の意向を持っているところだけの話しか聞こえてこないんです。だから、私は公平でなければなりませんから、反対とか心配を持っている意思表示されている団体や、そういう方々もたくさんいるわけでしょう。だから、そういう人たちが自主的に陳情書とか請願書とか、あるいはメールを送ってくるという

ことを、それは成り行きでもって、そこだけ聞いてそれでいいということですか。

○（総務）総務課長

ちょっとお話の内容をよく把握してございませんでした。

確かに今お話のように、これは直接市長あてに文書を持参し、直接面談の上、これはいろいろなことがありますので、助役であるとか、総務部長、あるいは我々総務部も入って、直接面談の上、文書をいただいて趣旨を説明していただいている、そういう団体も相当ございますし、それから直接以外にはやはり今のファクスであるとか、メールでそのほかの反対の意向を示されるご意見を多数寄せられております。そういうことを含めて、現在のところ、相当な数に上っておりますのも事実でございます。

○北野委員

広範な方々の意見を聞いて、判断の材料にされることを強くお願いしておきます。

それから、次ですが、戦争というのは言うまでもなく国家の機構を上げて行うものです。

だから、日本国内にある米軍の基地や自衛隊の基地だけでは足りないんです。だからこそ、民間の港あるいは空港、その他の施設を周辺事態安全確保法で自治体や民間の協力が必要ということになるんですよ。先ほど指摘したように、こういう流れに照らして、小樽が民間の中でも突出して有力な協力の対象になっているということは明らかでありますから、そういう認識の上に立って、今度のキティホークの入港の判断についても、港湾施設の使用の許認可についても、ぜひ熟慮していただきたいということを強く要望しておきます。

次へ進みます。事前協議について尋ねます。

市長に当選されてからモービルベイですね。巡洋艦モービルベイを許可したと、これはご承知のとおり、今年の2月3日の入港でした。そのとき、市長は外務省その他に問い合わせして、アメリカ側から核兵器が日本に持ち込まれるときは事前協議がある。事前協議がないから日本に核兵器は持ち込まれていないというふうに判断して、それを一つの理由にして入港を認めているわけです。その事実は間違いないですね。

○市長

そのとおりであります。

○北野委員

そこで伺いますが、我が党として本会議の代表質問や一般質問で指摘をしましたが、事前協議ということが今年の2月3日のモービルベイの入港で市長が事前協議にかかわって判断したときと様相が一変しています。つまり、小樽の港などに核兵器を積んで寄港するアメリカ艦船は事前協議の対象外だというアメリカと日本国政府の密約があったということが3月以降明らかにされています。そして、この8月30日の朝日新聞の報道でも同じことが指摘されています。空港の一時立ち寄り、あるいは日本の港への米艦の寄港、それに加えて国内の基地からアメリカ軍が朝鮮半島有事に出撃する場合も事前協議の対象になっていない、こういうことが明らかになっています。

ですから、これまで錦の御旗にしてきた事前協議がないから核は搭載されていないということは、これは全く成り立たなくなっているんです。これは何回も指摘しているんですが、市長は国会での我が党の不破哲三委員長と2代にわたる首相とのクエスチョンタイムのやりとりを引用して政府がそう言っていると、2人の総理大臣が何でもなしというふうに言っているんだから、事前協議がないということを核兵器積んでないという理由にしているわけですが、これは成り立たないと思うんですが、いかがですか。

○市長

小渕前首相なり森首相がクエスチョンタイムで不破委員長にお答えしているのは、密約はないというふうに政府は言っております。ですから、私どもとしてはそのことについてはそれを信ずる以外にないわけございまして、ただ、いろいろと核に対する国民の疑惑といいますが、不安というものがあるわけございまして、これは渉外関係主要都道府県知事連絡協議会で、この会議の中で政府においては国民の疑惑と不安を解消するための適切な措

置を講じると、そして非核3原則を厳粛に守るようと、こういった要望も出されておりますので、私どもとしては機会あるごとにこういったことについては要望してまいりたいと、こう思います。

○北野委員

核密約が明らかになって、小樽港への米艦船の寄港は事前協議の対象ではないんだという密約が相次いで明らかになっているにもかかわらず、そこに依拠するのではなくて、日本政府の答弁に依拠されています。これはよく考えていただきたい点なんです。日本政府は、我が党の不破委員長が国会で外務省にその記録が保管されているはずだから探しなさいと指摘しても探そうとしないんです。

それから、外交文書の公表です。それはアメリカは一定の年数がたつと、細大漏らさず外交文書を公表しています。我が党はアメリカまで人を派遣して、そしてその文書をアメリカの公文書館からいただいてそれに基づいて質問しているんです。

ところが、日本の外務省の文書の公表は、日米安保条約にかかわる肝心のところは公表しないと言っているんです。こういう日米両国政府の根本的な情報公開の違いを考慮して、どちらが正しい立場に立っている、あるいは正当性があるというふうに考えますか。

○市長

それらの密約の関係につきましては、私どもは述べる立場でございませんので、十分国会の中でご議論願いたいと思いますけれども、事前協議に関しては米国に対しても義務を誠実に履行する旨述べていると、こういうような見解もありますので、私どもとしてはこれを基本に考えていきたいと思っています。

○北野委員

市長でもいいし、どなたでもいいんですが、1955年以降アメリカの高官は第7艦隊を含む外国に駐留する滞する艦船はすべて核兵器は装備しているというふうに繰り返し言っているんですよ。これがいろいろな前提になっているんですね。

ところで伺いますが、小樽に寄港するときに核装備しているそういう核はアメリカ本国まで戻って置いてから日本に来ることになっているんですか。

○（総務）総務課長

それについては承知しておりません。

○北野委員

これもどなたでもいいんですが、これまでアメリカの艦船が61隻新しい安保条約以降小樽に入港しています。それで、どこの港から来て、どこの港へ行くかということを考えれば、1回1回アメリカ本国へ行って、核兵器を下ろして日本に寄港するという、そういうルートは通っていないです。横須賀から来るとか、場合によっては佐世保を回って日本海で演習して入ってくるとかね、そういうことを繰り返しているんです。疑い持ちませんか、通常の常識では、どこへ小樽には入っていないかもしれない。どこへ置いてくるんですか、核兵器。

○（総務）総務課長

今年の2月のモービルベイが入港する際に、私どもとしても米国総領事館にモービルベイの核兵器の搭載の有無について照会したわけでございますけれども、それについて、今の北野委員の質問に関連するような文言がその答えの中に入っております。

それで、これは米国海軍のコメントということでございますけれども、米国海軍の水上艦、攻撃潜水艦及び海軍航空機には核兵器を搭載しないことが米国政府の一般的な方針ですと。

しかしながら、特定の艦船、潜水艦、航空機に関して核兵器の搭載の有無について議論を受け付けない、しない。米国政府は日本人の核兵器に対する特別な感情を理解しており、安全保障総合条約に基づく義務を忠実に実行しており、今後もそう継続する。このようなことが言われてございます。

○北野委員

今の課長の答弁を私はよしとするものではありませんが、百歩も万歩も譲って考えてみて、具体的に空母キティホークとその艦載機の核兵器搭載の有無についてお尋ねします。

まず、キティホークの装備についてであります。これについてはアメリカ側に問い合わせたというふう言っていて、資料3、在札幌米国領事館から、これはキティホークの艦載機のための装備の照会ですね。キティホークそのものの装備については書かれていませんね、資料3は。それで、まず出された資料の、たくさんありますが、F14Aトムキャット、それからF/A18ホーネット、この艦載戦闘機についてのみ伺います。その前提として1992年から3年にかけての湾岸戦争のときに、アメリカの空母4隻が出撃いたしました。これはもう天下周知の事実です。その空母1隻平均120発の戦術核兵器が積載されていたことが当時のマスコミで明らかになっています。後で、詳しく触れますが、艦載機のホーネットの地対ミサイルは通常爆弾と核弾頭の両方使用できる。こういうふうなのが常識ですが、これについてはどのように理解されておりますか。

○（総務）総務課長

領事館からの資料にございますのは、いわゆる通常の攻撃のときの関係の装備ということで、これについて今核兵器についての云々についてはもちろんお答えもございませんけれども、私どもとしても大変申しわけございませんが、承知してございません。

○北野委員

市長も同じ見解ですか。

○市長

同じです。

○北野委員

承知していないで、核兵器がないというふうに判断するとか、そういうのはちょっといかがかと思うんですよ。私は具体的に例えば艦載機ホーネット対地ミサイルとレーダー誘導弾、アメリカ側の資料ですよ、こういうふうに書いてあるんです。

後でも触れますが、20ミリ機関砲も搭載しているということがアメリカ側の資料で明らかです。常識で、戦闘機、航空機ですね、航空機から地上に向かって発射するミサイルは核攻撃できると、ミサイルの一番先頭のところを取りかえればですよ。通常弾薬から核兵器に取りかえられるというのはだれもが知っている事実なんです。こういう核兵器搭載可能な地対ミサイル、レーダー誘導弾、こういうものがキティホークの搭載機の主力戦闘機であるホーネットにちゃんと装備されているんですよ。核兵器が積まれている可能性があるという具体的な証拠だと思うんです、アメリカ側から出されたもので。これについても詳しいことは承知していないとおっしゃるんだったら、これをアメリカ側に詳しく照会して核兵器はかくかくしかじかで絶対積んでいないんだという証明があるまで、キティホークの入港を認めないというのは最小限のことではないですか、お答えください。

○総務部長

空母に積載しています飛行機だとか装備に関係につきまして、これ私ども一つ一つ例えば飛行機だとかそういうものに積んでいるのかどうなのかということは、今承知しておりませんけれども、それらを含めて空母そのものの全体に核兵器があるのか、しかもそしてまた積載している飛行機にもあるのかないのかということを含めて、今照会している最中でございます。

○北野委員

それはいつごろ返事が来るんですか。

○総務部長

外務省の方にも照会したり、また総領事館の方にも照会しておりますので、もう間もなく来ると思っております。

○北野委員

それが来たら、議会が閉会中であっても、至急議会側に資料を出してください。

次に、高性能の20ミリ機関砲について伺います。

これはトムキャットもホーネットも20ミリ機関砲を装備しています。それで、これについては劣化ウラン弾が装着できるということで大問題になっています。伺いますが、平成9年3月の横須賀市議会で、米軍の劣化ウラン弾の確認と撤去を求める意見書というのが、自由民主党の反対だけで可決されました。なぜ、議会でこういう意見書が持ち上がったのか、その間の事情はご承知でしょうか、お答えください。

○総務部次長

私どもの方で承知してございます。

○北野委員

しているの。

○総務部次長

はい。

○北野委員

では、しゃべって。

○総務部次長

意見書でございますけれども、お尋ねのとおり、平成9年3月、横須賀市議会で可決されております。意見書の中身でございますけれども、米海兵隊による沖縄県鳥島射撃場での劣化ウラン弾誤射事件で、米軍の我が国への劣化ウラン弾の持ち込み事情が明らかになった。この劣化ウラン弾は放射性物質でつくられ、単体では微量の放射線であっても、集積、長期保管された場合、その影響は無視できないものがあるということで撤去について意見書を米軍に申し入れるために議会で可決されたものというふうに聞いてございます。

○北野委員

結局、劣化ウラン弾が使われていたし、横須賀を母港とする当時のアメリカ艦船11隻すべてに劣化ウラン弾が積まれているということが事実で明らかになったので、これは大変だということで横須賀市議会で問題になったわけです。この状況は今でも続いているんです。ずっと我が党の発行している新聞「赤旗」が追求していますけれども、劣化ウラン弾を撤去した、あるいは横須賀を母港にする艦船から撤去したというそういうことは一度もありません。これはそのとおりですね。

○総務部次長

そのとおりだと思います。

○北野委員

だから、キティホークは横須賀を母港にしていますよね。だから劣化ウラン弾が積まれているということははっきりしているんですよ。

ところで、どこの部でも課でもいいんですが、伺いますが、劣化ウラン弾、劣化ウランというのは、これは通常の弾薬かあるいは核の何かにかかわるものか、核燃料物質か、通常物質か、どちらに区分けされていますか。

○総務部次長

私どもで調べた範囲内では、核燃料物質という理解をしております。

○北野委員

劣化ウランは核燃料物質ですね。日本では、核燃料物質については原子力基本法を初め、幾つもの法律や政令でその取り扱い、保管、その他が厳格に決められています。劣化ウランといえども、どういう規制を受けていますか。その根拠となる法律名も明らかにし、あるいは政令を明らかにしてお答えください。

○総務部次長

核燃料物質でございますけれども、まず法律では、第一に平和の利用が義務づけられておりまして、これにつきましては、核原料物質及び原子炉の規制に関する法律の中で、核燃料物質が平和の目的以外に利用されるおそれがないことということで規定されてございます。

○北野委員

だから、原子力基本法の第1条の目的で、平和利用以外、核燃料物質を扱ってはならないということがはっきりうたわれているんですがね。それを根拠にして、今次長がおっしゃられた法律等でその取り扱いが決められているんです。これ取り扱う人はだれですか。

○総務部次長

核燃料物質及び核原料物質及び原子炉の規制に関する法律の中では、これを取り扱う場合は、内閣総理大臣の許可が必要であるということで規定されております。

○北野委員

また、原子力基本法、その他の法律でこういう核燃料物質を扱う場合は、内閣総理大臣の許可を得るというふうになっているんですよ。先ほどの古沢委員の質問で明らかなように、アメリカといえどもこういう核燃料物質について、無許可で何でも日本の国内で勝手に持ち歩いたり、使ったりするということとはできないんですよ。だから、沖縄で誤って発射された劣化ウラン弾が大問題になったんですから。こういう事実があるんですけれども、この劣化ウランというのはどういう過程で生成されて、人体にどういう悪影響があるんですか。

○（総務）総務課長

劣化ウランでございますけれども、端的に申しまして、濃縮ウランは製造する過程で出てくる、いわゆるその中の搾りかす的なものです。

ただ、いろいろな問題もはらんでいるといいますか、例えば劣化ウランの238は、放射能物質といいますか、その半減期は約45億年とも言われておりますし、そういう意味ではかなり慎重に扱わなければならないというふうな物質かなと思います。

先ほどの内容に関連してなんですけれども、その沖縄の訓練中に誤射が発生されているいろいろな問題を起こしましたけれども、1997年8月ですけれども、在日米軍は保有する全劣化ウラン弾を日本から撤去したということを告知したということが、いろいろな情報誌などには記載されてございます。

○北野委員

いつですか、撤去したというのは。千九百何年。

○（総務）総務課長

1997年8月というふうになってございます。

○北野委員

そこで伺いますけれども、資料の2です。

これは総務部が多少年次は古いんですが、1980年代の後半に発行されたイギリスから発行されているジェーン年鑑のキティホークに関する記事を翻訳していただいたものです。ここにシースパローとか、あるいは20ミリバルカンフランチという6連砲の機関銃が毎分3,000発発射されるということのただし書き付きで、出ています。このシースパローミサイルだとか、これに劣化ウラン弾が装備されているというははっきりしているわけです。

なぜそういうことを言うかという、1992年から3年への湾岸戦争のときに、結局イラクの戦争の過程で、米軍がイラク領内に進駐いたしました。この進駐したアメリカ兵が本国に帰ってから放射能に汚染されているということが大問題になりまして、その原因が湾岸戦争のときにアメリカ軍が劣化ウラン弾をイラクに打ち込んだ。大量の放射能が言ってみれば充満している中で、その直後にアメリカ軍が進駐しているわけです。ここで放射能汚染を受

けたというふうになっています。このとき、インディペンデンスとともにキティホークも湾岸戦争に参加をしているんですよ。だから、劣化ウラン弾は撤去したとは言えけれども、それを発射できる機関砲なり、ランチャーはいまだに装置されたままなんですよ。疑ってかかるのは当然です。こういう劣化ウラン弾を含む核兵器の疑いについて、具体的にアメリカ側に問い合わせを本当にしているんですか。

ただ、核兵器の有無について問い合わせただけで、私どもが議会でいろいろと指摘をしているこういう具体的なことを提起して問い合わせをしているんですか。

○（総務）総務課長

今回の私どもの問い合わせの件でございますけれども、今年2月のモービルベイまでに関しましては、その艦船そのものに搭載云々ということで照会をいたしておりましたけれども、内容としては、私どもは今回の米国の総領事には艦船キティホークとその艦載機について核兵器搭載の有無を照会いたしますということで、そういう意味では、そういった積まれている飛行機等についての照会という意味も含めて、お答えを求めているということでございます。

○北野委員

さっき紹介した資料3というのは、アメリカ総領事館からの返事ですよ。英語で書いた資料3枚添付して、表に今日お配りしていただいた資料3が添えられてアメリカ領事館から回答があったのではないですか。この中には、核兵器の有無について書いてあるんですか。英語で3枚ゆうべいただきましたけれども、私英語はわかりませんから、その中に核兵器は積んでいないと、キティホークもその艦載機にも積んでいないというくだりが英語で書かれてあるんですか。もし書かれてあるのであれば、その条文を紹介してください。

○（総務）総務課長

内容を全部承知してないといいますが、いわゆるキティホークの飛行隊といいますか、その5つということでございます。それを訳したのが今資料として配付させていただいております資料ナンバー3のものなんですけれども、ただ、その中に例えば核爆発、アトミックボムとかそういうような表現はないというふうに思いますので、恐らくこの、詳細に私ども照合してございませぬけれども、そういった核の有無云々ということは触れられていないのではないかなと思います。

○北野委員

我が党の新谷議員が英語に少し強いので、ゆうべ徹夜で訳していただいたけれども、課長おっしゃるとおり、核兵器を積んでるとか積んでないとかという表現はないんですよ。3枚の英文の資料は、この日本語で訳した各キティホークの艦載機のどんな性能かということを書いてある、そういうエクスだけを日本語に訳したものです。

だから、アメリカ領事館に市長は核兵器の有無について問い合わせをして、課長の話によれば、小樽に入港予定の艦船キティホークとその艦載機について核兵器搭載の有無を照会すると。こういうことに対して肝心の回答はないんですから、だから、その肝心の回答がない間は、市長として小樽の港湾施設の使用を許可するかどうかの最終決定はできないはずですよ。そういうことになりますね。これは市長が答弁してください。

○市長

もちろん総領事館に照会してからの判断になると思います。

○北野委員

結局、9月19日付で行った小樽市から札幌のアメリカ総領事館への照会について返答が来たけれども、核兵器の有無については触れられていないということだけははっきりしました。

したがって、これは黙っていたら返事がないはずですから、再度、アメリカ総領事館に市長の方針からいっても、核兵器の有無については回答がないけれどもいかがかということで追跡で聞かなければだめですよ。そういう返答がないうちに、外務省の例の密約に触れず、事前協議がないから核兵器が積んでいないというふうに判断するとい

うことを唯一の根拠にして、キティホーク並びに艦載機には核兵器が積まれていないというふうに判断するのは極めて乱暴なことになりますから、これはくぎを刺しておきます。次に移ります。

今多くの市民の方々が核兵器の問題で強い関心を寄せているのは、核兵器の持つ破壊的な破壊力といいますが、これが想像を絶するものだ、広島、長崎に私も何回も行ってきましたけれども、あの小さな原爆の被害を受けた2つの都市は中心部はもう壊滅的な打撃を受けているんですよ。数十万の命が一瞬に失われると、放射能、爆風、熱、この3つの分野から一瞬にして築き上げた財産が失われるんですよ。だから、思想信条の違いを超えて核兵器だけではなくそうと、小樽にそういう危険なものは持ち込んでもらいたくない。万が一のことあったら、だれが責任を取るんだということなんです。だから、そういう点で、多くの市民の方々が市民の平和と安全、財産を守る上で、小樽に核兵器を積んだ船は入ってもらいたくないというのが強い希望です。

だから、市長は今年6月の私への本会議の答弁で、核兵器搭載艦であれば非核3原則の1つである持ち込ませないということに抵触するから、核搭載艦であれば入港は認めないということをはっきりおっしゃっています。私はこれは非常に見識ある答弁だと思うんです。だから、それを土台にして核兵器が本当に積まれているのかどうかということを市長答弁に責任を持つという立場から、あらゆる分野からこれを検討するということはどうしても必要になると思うんです。その点で、私はアメリカに言いなりになっている政府の言うことを聞くのではなくて、地方分権の時代ですから、当然核兵器の問題については市長自身の責任と判断で小樽港の安全と平和を守るという立場に立たなければならないというふうに思うんです。これは当たり前のことだと思うんですが、市長の見解を伺います。

○市長

核兵器の恐ろしさといいますが、そういうようなことにつきましては十分承知しておりますし、2年前に行いました広島原爆展の関係も小樽でありまして、その状況も確認をいたしました。

したがって、小樽港に入港する艦船に核があるなんていうことは当然入港は認められないと、こういう基本的な態度ですから、そういった基本方針で進めていきたいと思っておりますけれども、ただあらゆる分野からと言われましても、我々専門家ではありませんので限界がありますので、従来のような形でそれぞれ照会をし、回答をいただいで判断してまいりたいと、こう思います。

○北野委員

そこまで答弁を後退させてはだめだと思うんですよ。従来どおりであれば、アメリカ領事館は返事来るかどうか分からないですよ、具体的に問い合わせれば。それから外務省は決まっているんですから、アメリカから事前協議がないから核兵器は持ち込まれていないと判断すると、答えははっきりしているんですよ。だから、従来どおりの判断基準で言えば、核兵器搭載可能艦の小樽の入港は認めるということになるんです。こうなれば、市長が6月の議会でおっしゃられた核兵器搭載艦であれば、小樽の港に入港は認めないということに反することになるから、私はあらゆる面からと言ったけれども、少なくとも素人の私が指摘したキティホークの装備、あるいは艦載機の装備に核兵器搭載可能なそういう装備があるか、これに核兵器が積まれているのかどうかということぐらい、具体的に問い合わせしないとだめだと思うんですよ。だから、そういうことをやらないと、結局大きくくくって、アメリカから事前協議ないから小樽の港に入る米艦については核兵器積んでいないと、こういう外務省の言っていることをおうむ返しにして認めてしまう結果になるから、私は指摘をしているんです。だから、従来どおりと言うけれども、先ほど指摘したように、事前協議については重大な疑義が、市長がモービルベイを認めた以降出ているわけですから、そういうことも判断材料にしなければ、自主的な市長の判断というふうにならないと思うんです。いかがですか。

○市長

先ほど総務課長がお答えしましたように、従来と変えて照会いたしました。艦載機についてもですね。核兵器が

私どもといたしましては、一つは大きな事故もなく、多少影響があったところまでは、前回のインディペンデンスのときの反省を含めてご意見を伺ってきたところでございます。

○北野委員

僕はわからないんだけど、多少の障害はあったけれども、大勢として影響ないから認めるということかい、部長の言っているのは。

○港湾部長

認めるということではなくて、どういう影響があったのかというと、例えば今お話ししたように、フェリーがおくれたのではなくて、荷物におくれが出たと、それがありましたし、我々が想像し得ない一般の観光客の方々が見えて、シャーシの駐車置場に一般車両の進入だとか、そういったところにやはり監視すべき、そのために社員が総出で出たとか、そういった話がありましたし、一つはやはり今お話しさせていただきましたけれども、そういう事業の方についてはやはり今言ったフェリーに乗せるまでの時間がちょっと間に合わなかった、こういった話も承っておりますけれども、今お話ありましたように認めるということではなくて、どういう状況だったのかということを確認させていただいた、こういうことでございます。

○北野委員

予算委員会で資料をいただきましたけれども、キティホークが接岸するとすれば、勝納埠頭の一番バースだけしかない。1番バースですよ。これはもうはっきりしていると。

今度フェニックスという船は10月14日ごろ小樽港に到着すると、そしてそれもフェニックス号も穀物を積んでいるから大型船であるし、勝納埠頭の1番バースにしか接岸できない。

そこに着かなければ荷役ができないと、日にちが文字どおりばっちりぶつかっているんですよ。これは認めたわけですよ。しからばどうするんですか。

○港湾部長

私ども先ほどお話しした中で、協会の方々のご意見を聞いた中では、10月中旬には小樽港に入られるという話を聞きまして、通常アメリカ東海岸から出ますと約一月ほどかかるだろうという推定の中で、9月の中旬に出れば当然10月約1カ月ということでございますので、10月中旬、大体14日ごろにはそういった船が予想されるということで伺っております。

○北野委員

だから、このフェニックスという勝納1番バースでしか荷役できない大型の貨物船は10月14日ごろ到着予定と、キティホークは10月13日です。フェニックスの作業は4日から5日かかる。これは天候がよければですよ。雨降ればハッチ開けられないから、作業にならないわけですから、その分だけおけると。そうすると、ぶつかっているわけですからね、こういう場合は港湾機能に障害が出るというふうに普通はなるのではないですか。これ市長に伺いますが、これぐらいはしっかり競合しバッティングしているということが予測されるのに、港湾管理者である市長はこのことについてどういう判断をされるんですか。

この面だけからとれば、お断りというのは黙っていても出てくる答えだと思うんですが、いかがですか。

○市長

確かに従来から商船優先と、こういうふうにお話をしてきましたので、仮にバッティングすることが現実になるという予測が立てば、これはバースがありませんので、バースがないという返事はしなければいけないだろう。

ただ30日の航海ですから、どんなあんばいになるかわかりませんが、とにかく出たことは出たと、アメリカを。その後の状況を少し把握しながら最終的に決めたいと。今のところ予想ですから、どのくらいの航海で途中台風あればおくれますし、またいい風が吹けば早くなるかもしれませんが、そういった船の状況を見ながら、確認を来週早々といいますが、来週前半にはそういった航海の状況なども把握しながら判断していきたいと思います。

○北野委員

そこで、肝心の疑問がわくわけですが、9月16日に東海岸の港をフェニックスは出港しているわけですよね。そして東海岸から太平洋を通過して小樽に到着するまで28日から30日かかると言われているんです。これは部長もそういうふうにおっしゃっているし、協会の方もおっしゃっている。そうすると、途中、強い風、向かい風を受けたり、あるいは波が荒かったり、若干はおくれるけれどもそんな大きなおくれというのはないんです、ああいう大型船というのは。これは港湾関係者は一致して言っていると思うんですよね。多少のおくれはあるでしょう。市長は、だから向こうが16日に出たばかりだから、どういうふうになるかわからないから、もう少し推移見るというけれども、しかし先ほどの市長の答弁は、2週間前に、つまり10月13日の2週間前までには遅くても返事しなければならない。できればもっと早くという意向だと。そうすると、9月27日の議会までには返事できないけれども、9月28、29、30と、このあたりには返事しなければならないんです。このあたりで何日のおくれになるか、1日くらいのおくれだったらバッティングするわけですよね。5日もおくれしてくるなら関係ないけれども。そういうことを確認することと、市長の返事の時期とが少しずれると思うんですよ。慎重にやっていたら2週間前に返事はできないし、そして船の動向いかににかかわらず2週間前にやるということになると、バッティングする可能性あるのに、場合によっては許可というふうになるわけですね。そのあたりはどういうふうに調整し、吟味するんですか。

○市長

詳しくはわかりませんが、代理店等の話によりますと、一つはパナマ運河の通過というのがあるんだそうです。これは優先順位が決まっているようで、いわゆる軍艦が一番先に優先的に通れるんだそうですけれども、不定期船は最後になると、その込みぐあいによって日程が少し変わるだろうという話は聞いています。したがって、いつパナマ運河を通過するかというのが、一つの予想立てる上のめどになるかなと思いますので、そういった状況というものを代理店側とよく情報をとりながら、一つの予想を立てなければいけないだろうと、こう思います。

したがって、その中で一定の時期には判断しなければいけないわけですから、来週のしかるべきときに今の船の航海の状況を確認をしたいと、こう思っています。

○北野委員

港湾部長にお尋ねしますが、東海岸のどの港を出て、パナマ運河はもう通ってしまっているのではないですか。

○港湾部長

私も今聞いた、先ほどお話ししたように、業界の方々がお集まりになったときには、アメリカ東海岸のニューオーリンズという港から出まして、その後パナマ運河まで何日かかるかということちょっとわかりませんが、パナマ運河、先ほど市長がお話しになられましたように、やはり船の渡る順位があるということでございまして、その辺の情報を早急に入れまして、また代理店からそういう話を聞こうと思っております。それで市長の方に報告する、このように思っております。

○北野委員

部長、パナマ運河で軍艦が優先で不定期船が一番順位が後回しだと、そうはいつでもそういうことを計算の上で28から30ということなんでしょう。天候もあるし、そういうことではないですか。

○港湾部長

その辺も計算されているかどうかというのはちょっと私にはわかりませんが、通常はやはり業界の方に聞きますと、28日から30日、もちろん計算されているかと思いますが、その辺私も具体的に、パナマに着いて、パナマからどのくらいに出るかというのを聞いておりませんが、総体にやはり見ますと東海岸から小樽へ入ってきますとやはり28日から30日と、こういう日数しか聞いてございません。

○北野委員

このキティホークの入港と、それから大型貨物船の勝納埠頭1番バース競合ということは、これはもう明白なん

ですよ。この1点とたつて認めてはならないと、商業港で商船優先なんだから。これはだれも文句言えないと思うんですよ。与党の第1党である自民党の皆さんだって、そうそうたるメンバーこちらにおられるけれども、それがバッティングして、それで軍艦優先せいなんて市長に言うわけないと思うんです。これは後でぜひ質問のとき見解聞かせていただきたいというふうに思いますね。

だから、ここまではっきりしているんですからね、核兵器の問題では市長と私は見解違うのもありますけれども、事商業港として商業優先という点では、これは私と意見一致するし、与党の皆さんだって軍艦来るから、商船沖流れにしておけと、泊地に置いておけと、幸い泊地は水深15メートルまでであるというようなことにはならないわけですから、これはちゃんと与党の皆さんともよくお話しされてお断りするというのは、この面から私は100%そういう答えが出て不思議がないと思う。この点はそれこそきのうの教育長の日の丸・君が代の勇断ではないけれども、勇断をもって決断してほしい。決して私は与党の皆さんは妨害しないと思うんですよ。当然商業港として市長は常識の決断をしたというふうになりますからね。異議ある方はぜひ後で質問してください。この点を強くお願いしておきます。

それから、急いで次ですね、前回インディペンデンスが入ったときに、沖縄その他で米兵の性犯罪を初めとする多くの犯罪を心配する父母の声があって、教育委員会としても心配されたと思うんですが、当時の警備体制でよかったと、子供たちの安全を守る上でですね。よかったというふうに教育委員会は判断されていましたが。

○教育長

3年前の米艦入港のとき、児童・生徒の不慮の事故を心配いたしましたして、校長会議でお話をし、その対応についてお願いをいたしました。それは、例えば帰宅時間であるとか、あるいは日常の行動について保護者と児童・生徒にきちんと話をし、万が一にも不慮の事故に遭わないようにということでお話をしたんですが、幸い、出港まで何一つ事故がなく、胸をなで下ろした経験でございました。

○北野委員

今回のキティホークの入港にかかわっては、教育委員会としてどういう心配を持っていますか。対策も含めてお答えください。

○教育長

前回の経験から考えますと、一番心配なのはやはり交通事故を含む不慮の事故でございますが、そのときの本会議でのご議論の中で、例えば酒に酔って、何と申しますか、からかうとかあるいは性的な犯罪といったようなことに対する心配とか、いろいろご議論がございましたので、特に性的な犯罪については取り返しがつかない事故でもございますので、犯罪的なことにも十分注意するような指導をしなければいけない、そのように感じております。

○北野委員

アメリカ兵が絶えず常駐する沖縄では、本土復帰後4,953件の米兵による事故が起こっているんです、犯罪が。だから、3年前心配されたようなことは今回も心配するというのは当然のことです。また、3年前はマスコミでは余り公表されていませんが、一部の新聞が報道したんですが、ススキノで米兵が暴れて、明け方ですよ、保護されたということはこの記事だけは載りましたよ。それにとどまらないと思うんですよ。

だから、教育委員会としてこういう問題をどうされるのかということ。それからもう1点、教育委員会に伺いたいのは、前回インディペンデンスが帰った後、私どももいろいろ女性団体の方々から聞かされましたけれども、若い米兵と公園、公園の木陰、公衆トイレ、その他の場所で、米兵と女子高校生あるいは中学生との心配ある行動が随所で見受けられたというふうに心配されているんですよ。教育長は幸い事故はなかったと、胸をなで下ろしていると言うけれども、こういうことに心を痛めて心配されている多くの父母がいるということなんです、こういうことは事後でも聞きませんでしたか。

○教育長

そのようなお話は伺っておりません。今回の場合、まだ入港その他について結論が出ておりませんが、仮にそのようなことが予想されますときには、改めて注意喚起をいたしたい、このように考えております。

○北野委員

市長に伺いますが、将来ある子供たちを米兵の犯罪から守るというのは当然のことなんですが、前回の教訓に照らして、私は入港を認めるというのではなくて、こういうことも検討材料にすべきだと思うんですよ。市長は3つの点しか入港許可のですね、港湾施設の許認可の対象に上げていないけれども、こういう問題も検討して判断すべきだというふうに思うんです。基本問題だと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長

北野委員の言うとおりだと思います。

したがまして、先般、米領事館に行ったときに、そういった問題については十分、仮にもし入港を認める場合にはこういった問題も心配されるので、そういったことは絶対にということにつきましては、総領事にお話し申し上げてまいりました。

○北野委員

こういうことがなぜ心配されるかということ、通常の間人ではこういうことは起こらないんだけど、兵隊に行ったりそういうことをすると、人を殺すの何でもないという行動でなかったら戦争できないから、すさんでしまうんです、精神的に。だから、ガス抜きが必要だ。それがおかに上がったときにさまざまな犯罪を起こす要因になるんです。だから、幾ら沖縄で全会一致で何回決議しても、米兵の犯罪は後を絶たないわけなんです。だから、そういう兵隊の性質なんだということもよく含んで、港湾施設の許認可に当たってはよく考えていただきたいというふうに思うんです。

ところで、これは保健所でしょうか、性病防止対策については前回のときは何も対策とられませんでしたか。

○（保健）総務課長

性病防止対策についてどのように考えるかということだと思いますけれども、小樽の街というのは他の都市と比べましても通常外国人の方、小樽を訪れる方というのは大変多い状況がありますけれども、保健所といたしましても、そういった中でエイズそれから性病予防も含めまして、日常的に各種保健対策につきまして、市内の医療機関だとか関係機関と連携しながらそういったような対策を行ってきておりますので、今後も同様の考えで行っていきたいというふうに考えます。

○北野委員

保健所に重ねて聞きますが、私はキティホークの入港にかかわって聞いているわけですから、そういうときの対策は何も考えないんですか。日常的にPRしたりやっているというけれども、そんなPRの対象にキティホークの隊員なんかになっていないですよ。いかがですか。

○保健所次長

例えばキティホークが入港するように、外国人の方がたくさん来られるというようなことになりましても、私どもは先に対応できるような性病予防というような対策は、現状の中ではとれないものというふうに考えてございます。

○北野委員

所管の保健所としては、手の打ちようがありませんということで、白旗を初めから上げているわけですか。こんなことでいいんですかね、市長、どうですか。

○市長

前回のときも、いろいろ議論がありましたので、そういったことも含めて領事館の方にお話をしておりますので、今回の件についてもこんな問題も含めてお話をしていきたいと思います。

○北野委員

環境部にお尋ねしますが、前回、ごみ対策についてはあらあら伺っているんです。今回どういうことが予測されるか。特に、前回なかったですね。分別収集ということが小樽ではやられるようになっていっているんですよ。その関係では、前回と同じというふうには到底ならないわけですね。その点、環境部としてはどういう対策をお持ちですか。

○環境部長

ごみの問題については想定される部分としては、ただキティホーク自体から出るごみと、それから前回の例からいいますと、かなりのまた見物客が来る、こういった人たちが発生させるごみ、そういったものは多くは2つの種類のものがあるかと思いますが、前者につきましては、一つにはいわゆる廃棄物処理法上での取り扱いということになると一般的には日常生活に伴って出るごみという一つの定義はありますし、また、その条項に基づきまして、小樽市がごみの処理をするときは処理基本計画に基づいてやらなければならないということになっていまして、私どもの方の基本計画にはそういった外国船から輸入といいますか、そういったものから、あるいはましてやキティホークみたいな艦船から出るごみのことを、条項はその基本計画の中に設けておりませんので、基本的には処理法上の関係での処理ではなくて、事実上のごみとして、不要物、それを出す側の責任において処理をしていただくということになると思うんですね。一般廃棄物になる部分と産業廃棄物になる部分、2つあると思いますので、産業廃棄物はあくまでも産業廃棄物として廃棄者の責任でやってもらう。一般廃棄物についても基本的には事業系というふうなことが大部分になるかと思うので、それも実際もし市でもって何らかの対応しなければならないとすれば、市の基準に沿って分別なり何なりはきちっとしてもらわなければならないということになると思います。

それから見物者等のごみについては、一般的な港湾地域内におけるごみと同じようなごみの処理という形で、これは普通の一般廃棄物の処理という形になって、用地を管理している方の責任において、これは一般廃棄物処理基本計画の規定に沿った分別なり、リサイクルなり、そういったような形の中での処理をお願いするというふうになるかと思います。

○北野委員

それはそのとおりだと思うんですけども、結局あれかい、仮にキティホークが入ったら、半透明のビニールの袋持って行って、これで分けけてやれというふうに言うの、一般廃棄物については。

○環境部長

一般廃棄。

○北野委員

部長のおっしゃるとおりだったら、透明だの半透明の袋を渡して、これで分けけてよこせと。

○環境部長

一般廃棄物ということで取り扱うということになるとすれば、それはそういうふうにしていただかなければならないと思います。

○北野委員

それから、消防に伺います。

小樽には化学車は2台しかありませんが、化学消火剤等の貯蔵量からいってどれくらいの規模の火災に対応できるんですか。

○（消防）警防課長

小樽市には化学消防自動車2台でございまして、小樽には危険物施設、約900施設ほどございますけれども、小樽市消防本部で保有してございます化学消火剤は約5,000リットル保有してございます。通常の小樽にございます危険

物施設の火災におきましては対応できるものというふうに考えてございます。

○北野委員

既存の施設はこれで対応できると、5,000リットル保有量があるから対応できるというお話なんだけれども、キティホークはこの前私は代表質問でも指摘したんですが、しょっちゅう火災を起こしているんですよ。そして油も積んでいるわけでしょう。重大な火災が起こったときに、どうやって消すの。あなた方は事前には一切口出しできないでしょう、法律上。火災が起こったときだけ消しにこいとなっているわけさ。火災起こったとき、あなた方がなければならないのよ。どうやって消すの。

○（消防）警防課長

埠頭に係留されております船舶につきましても、消防法上消防対象物という位置付けになってございまして、通常の火災と同様に消火活動を実施するものでございます。

なお、災害の規模に応じまして、北海道応援消防協定がございますので応援を求める、あるいは市民レベルでの緊急援助隊というのもございますので、場合によっては国レベルでの応援も求める、そういうことになるのかというふうに考えてございます。

○北野委員

結局、そういう大型の空母が入って、不幸にして災害、火災が発生した場合は、小樽市の消防では対応できないということですね。札幌含む他町村に応援を求めたり、あるいは国に応援を求めるとのことですね、今の答弁は。甚だ心もとないあれなんだね。

それから、もう一つは、病院なんですけれども、前回のときどういう体制をとって、今回はどういうふうに、仮に入港ということになれば、どういうふうに体制とろうとしています。今話したような不幸にして大きな火災、事故が起こった場合、国公立病院で対応できるんですか。

○小樽病院事務局長

ただいまの質問と関連はできませんけれども、前回のインディペンデンスのときには、現地にテントのような形で緊急避難所を設けまして対応してございます。

ただ、そのときには、記録では小樽病院の搬入はございませんでした。

○北野委員

今度はどうするの。同じ体制とるの。

○小樽病院事務局長

まだ、私どもは具体的にそのことについて検討してございません。

○北野委員

大きな対策をとるとすれば、どれくらいの日数、例えば民間の医療機関などの応援ももらうとすれば、どれくらいの日数なかったら体制とれますか。

○（保健）総務課長

このような状況でありますから、市内の救急告示病院というのが病院で10施設、診療所が7施設ということで17施設ありますので、基本的にはこれらの対応につきましては17の医療施設につきまして対応する形でもって、前回もそういう形でお願いはしてありますけれども、今回につきましても、もし万一そういうようなことが考えられましたら、医師会を通じまして、どこの施設がその受け入れを担当するかというのを整理しなければならない。それにはそんなに日数はかからない。1週間以内でそういう指定は終わるというふうに考えます。

○北野委員

そういう場合、医療施設に対して、いわゆる通常やられている救急病院のような体制をとれということでしょう。それ1週間あればできるというの。そういう体制をキティホーク入港時4日間、全部とっているの。とらせるとい

うことなんですか。その場合、人件費その他の経費はどうするの、民間医療機関持ちかい。

○（保健）総務課長

救急告示病院はそういう性格がありますので、前回のときには17施設全部がすべてその受け入れを準備したわけではございません。数力所、3施設から4施設でございまして、これは小樽病院も含めて公立病院、公的医療機関が中心でございましたので、恐らく今回もそういうことが考えられましたら、前回と同様というふうに考えます。

○北野委員

こういう予測されるさまざまな不測の事態に備えて、警備体制の責任者は前回是谁で、今回は仮に入港ということになれば、誰がとるんですか。

○助役

まだそういったところまで実は体制まで考えていないんですけれども、前回の例をとりますと、全庁的な職員の警備の協力とかという部分もありますし、そういったことを踏まえれば、総務部長が担当していただくことになるだろうと。前回はそのようにやりましたので、そういったことも含めてこれからまた協議することになるのかと思います。

○北野委員

先ほど、市長はアメリカ領事館に事故のないように厳重に、仮に入港ということになれば、そういうことを申し入れると言ったけれども、この9月16日にキティホークの乗組員、19歳のアメリカ海兵隊員が酒に酔って、タクシーを待っていた日本の男性を投げ飛ばしてけがさせるという事件で、これは渋谷の警察署に逮捕されているんです。こういうことはもう沖縄ばかりでないですよ、しょっちゅうやられているのさ、あの辺では。

だから、私が先ほど指摘したようなことは、アメリカ領事館に言って、それはわかりましたと、責任負えませんなんてこと言えませんよ。責任持ってちゃんと伝えますとかやるけれども、しかし何回そういうことがやられても、おさまらないのさ。だから、こういうことも含めて、やはり市民の安全を守ると、特に若い女性の方の安全を守るという点では、真剣な対応をぜひしていただきたいし、そういう心配のないようにきっぱりと断れば、こういうことが起こらないわけですからね。そういうふうにしていただきたいというふうに思います。

最後に、市長に伺いますが、今回9月4日付ですか、5日付ですか、海上保安から小樽にバースの手配方に要請があったのは9月何日でしたっけ。

（「4日」と呼ぶ者あり）

○北野委員

4日かい。港則法に基づいて港長が小樽港への入港を何でもないと、安全だというふうに認めて港湾管理者である市長にバースの手配方を照会してきたと、こういう経過なんだよね。いつも海上保安の方は、一切アメリカに疑問を挟まないんですよ。核兵器搭載の有無とか、あるいは通常兵器の問題でもそうですが、疑問差し挟まないんですよ。それで、市長に提案なんですけれども、前にもちょっと言ったことあるかと思うんですが、海上保安に逆に照会してきたんだから、核兵器の搭載についてアメリカに問い合わせで大丈夫だというふうになりましたかとか、そういう一連の市長が努力されているようなことを、こと港湾施設の使用の安全にかかわる港則法や関連法、政令に基づく規則に基づくその範囲内でいいですから、港長に大丈夫かい本当にということを逆に聞くということはないんですか。

○市長

直接ではございませんけれども、港湾部長が何回か海保の方へ出向いて、現在のいろいろな状況等について経過説明をしております。

ただ、港則法でこういった問題が海保との関係で出てくるのか、ちょっと整理しておりませんので、整理でき次第、そういったことも要請する必要があるかなと思います。

○北野委員

港湾部長、今の市長の答弁なんですけど、実際海上保安の方とお話しされて、感触はどうですか。全く疑問なく思っているでしょう。だから、どういう点で港湾部長としては、市長は管理者だけれども実際に作業を取り仕切っているのは部長なんですから、現場の人間として本当に心配なことをぶつけて、それに対して海上保安は何と言っているんですか。それとも質問はしていないんですか。

○港湾部長

今の海保とのこういった話ですけれども、今回まだ議題にそういったところまでお話しはしていませんけれども、前回インディペンデンスのときにはこの危険物の取り扱いについてということで、私どもも疑問を持ちながら話をしているわけですけれども、一つは、向こういわくは日米地位協定なり、そういった中身の中で取り扱いについては、こういった方針の中で処理していることしか私ども聞いておりませんので、また改めて再確認させていただきたい、このように思います。

○北野委員

改めて再確認するということですが、部長あれかい、市長の判断に間に合うように疑問質問を港長にぶつけてみるというふうに理解していいんですか。

○港湾部長

私どもとしては来週早々にも海保にその辺は確認してみたいと、こんなふうに思っています。

○北野委員

最後に、我が党は今度の議会に当委員会に付託されている議案第34号ですね、非核平和条例を提案させていただいています。新谷市長の12年間の時代に、20数回にわたって非核の問題、条例をつくれとか、そういうさまざまな条例をつくることを中心にして20数回、我が党としては質問のたびに提案をさせていただいておりました。

しかし、前市長は非核条例については前向きではなかったということは、皆さん方ご承知のとおりです。山田市長になってからも機会あるごとに、この非核の問題、平和の問題を取り上げて、そして条例をつくって、そして小樽の港に核兵器搭載艦が入港しないようにして、小樽の平和と安全を守るべきだということを提案してきましたが、なかなかその非核条例については市長はうんとは言わないわけですね、答弁では。

それで、私たちとしては、共産党としてご承知の非核条例を提案させていただいたわけなんです。これにかかわって伺いますが、仮にこの非核条例が通るということになると、どういういいことが起こるかということなんです。

それで、総務部に尋ねますが、周辺事態安全確保法との関連でも小樽あるいは地方分権との絡みでも、小樽にそういう非核条例があるということになると、国やアメリカは自治体のそういう法令に従うというふうになっているから、これを無視して干渉してくるということはありません。

○（総務）宮腰主幹

私詳しく日米安保条約や何かわからないものですから、一般的な話でお答えさせていただきますけれども、今おっしゃるような、今まで議論になっております条約とそれから地方公共団体のいわゆる条例、これの関係を考えますと、その途中と申しますか、中に条約と法律があって、さらに条例があるという関係にまずなるだろう。条例の関係で申し上げますと、地域の事務について、この例の範囲内において制定することができるというふうになっておりますから、まず今の非核港湾条例ですか、これは地域の事務になるかどうか。

それから、そういう条例をつくるのが法令に違反していないかどうなのか。こういった点で、考えなければならぬだろうというふうに思います。それで、港湾という形だけで考えますと、これは地域の事務だというふうにも見えますけれども、国際条約、日米の条約があるというふうに考えていきますと、国の事務ということも考えられるのではないかと。先ほど来、話のあります外務省の公式見解、これから行きますと、外国軍艦の寄港に対する国

の同意決定、こういったものに自治体が関与するのは違法であるというような内容の公式見解が示されているということも聞いておりますので、そうしますとなかなかここですぐ断言はできませんけれども、この公式見解に従えば法律に違反するという結論になるのではないかなというふうに思います。

○北野委員

重大なことを答弁されているんですよ、宮腰主幹は。非核条例は法令に反するということを言ったんですよ、あんな。間違いはないかい。

○（総務）宮腰主幹

私今申し上げましたように、公式見解に従えばという前提のお話をしました。

○北野委員

そんな括弧つきつけないでさ。今、非核条例のことは全国的にもいろいろ問題になっているんですよ。

しかし、これは法令違反だから、そういう非核条例できても効力ないですよなんていう政府の発言は1回もないですよ。だれか言いましたか、そんなこと。

○（総務）宮腰主幹

私がかつている範囲で言いますと、平成10年に高知県が同じ非核港湾条例を制定しようとしたとき、そのときにその条例案の内容について政府の見解を求めたところが、今申し上げたような外務省の公式見解がされたというものを見たことがあるものですから、そういうふうに答えました。

○北野委員

それは外務省がそうやって言っているだけであって、外務省の専決事項だと、余計な口出しするなという立場からであって、根拠はないのではないですか。これはしゃにむにあれですよ、押しつぶしたんだから、高知県の場合は。だから、これから非核の運動というのは全国あちこちで始まると思うんですよ。そうしたら、政府でさえ非核3原則と言っているんですよ、これを法制化がやられていないだけなんですから。非核3原則というのは、持たず、つくらず、持ち込ませずというのは、政府でさえ認めている非核3原則でしょう。それを政府に先駆けて条例にしようというのが何で悪いんですか。

○（総務）宮腰主幹

非核3原則との関係で申し上げたのではなくて、港湾の施設利用ということで、今提案されております条例案は非核港湾条例ということなものですから、私は港湾の施設利用ということについての立場で考えさせていただきました。

○北野委員

だから、その一番の大きな問題は、非核3原則の一つである「持ち込ませず」ということを政府でさえ法制化そのものはやっていないけれども、否定はしていないですよ。いずれそういうふうにならなければならないということなんだから。持たず、つくらず、持ち込ませずですよ。その「持ち込ませず」の法制化の前に、先駆けて条例をつくってどこが悪いかということなんです。私どもは港湾条例として出していますよ、非核港湾条例として。

だから、これが悪いということになったら、非核を求める人たちの運動は法律違反をやっているということになるんですよ。そういうことになりませんか。

○（総務）宮腰主幹

港湾から離れ、非核というところでお話しされておりますけれども、非核については地方の事務にというふうにとらえるかどうかの考えの違いがあるのかな。確かにおっしゃるとおり、国の法律がなければ条例ができないというわけではありませんけれども、だからといって、また小樽市だけが非核ということで国に先駆けてできるんだというふうに考えることが果たして、先ほど申し上げましたけれども、地域に関する事務ということになるのかなという、これは私ならないのか、なるのか、はっきり申し上げられませんが、そういう疑問はあるだろうとい

港湾部の方から港湾にかかわっての検証をお聞きしたわけですが、あとほかにかかわっての検証は正しく行われたのかどうかお聞かせください。

○総務部長

今回キティホークという話があった関係もありまして、インディペンデンスのときの入港の際にどういうことがあったのか。また、いろいろ反省点だとか、どういうふうになったのかということは当然私たちもいろいろな会議の中で検証しておりまして、その中では、例えば今もご議論ありましたように、やはり第1として小樽市が考えている3原則とありますが、核の問題だとか、あるいは入港の目的の関係だとか、それから港湾のいわゆる商業活動に支障がないかどうかということは第一義的に考えましたし、そのほかに例えば停泊中におけるいろいろな問題があったのではないかとということで、商船なりあるいは接岸バースの確保というものもスムーズに行われたかどうかということだとか、それから港湾荷役作業への影響だとか、それから関係埠頭への規制関係だとか警備についてもどうだったということをいろいろ検証したわけでございます。

そういう中で、やはり民間の企業にもいろいろなやはりご支援もいただいたり、いろいろなやはり人員的にまたどんな面でも協力をいただいたというのがありました。そのほか、当時、やはりいろいろ当時と今と比べてやはりいろいろな市民感情だとか、そういうことについてもいろいろな差というか、変化があるだろうというようなこともいろいろ検証いたしました。

そういう中で、いろいろと関係機関の意見も聞いたことも、前の答弁でもお話し申し上げたですけれども、いろいろそういう面で小樽市全体でどういう影響、あるいはいろいろな関係者の声だったのかということは集約してきたつもりであります。

○渡部委員

それでは、小樽市外からインディペンデンスの入港と出港、その後について、一つの論評だとか評価という、そういう面が出されているわけですが、どのように把握しておりますか。

○総務部長

小樽市外からということでございますけれども、私どもが業界の方々に聞いている中では、やはり交通渋滞に巻き込まれて、荷物が思うように届かなかったと、こういうようなことも聞いておりますし、一部では、こういったことが起こるのであれば、ルートを変えて行こうとかいう話も伺っておりますけれども、実はやはりそのことによりまして、余りいいイメージは持たなかったという話も聞いております。

○渡部委員

港湾の方から聞きましたけれども、横須賀あたりでも、これらに関して相当運動を進めている方、あるいは研究されている方など、論評しておりますけれども、総務部長はご承知でしょうか。

○総務部長

今お話ありました出港した後の結果とかという兼ね合いの関係では、もちろん港湾ではなくて、市内の方にも例えば道路工事の問題だとか駐車場の問題だとか、いろいろやはりその人手にかかわるいろいろな問題があったり、まさに大変な人手があったものですから、そういう影響があったということはやはり大きな反省というんですか、そういうものもあったわけでございます。

そういう中で、横須賀の方で運動されている方につきましては、私も新聞報道や何かでは承知しております。

○渡部委員

横須賀で運動されている新倉さん、この方はインディペンデンスが出た後で、前新谷市長のとってきた態度について触れております。確かに民間港で初めて空母を入れる、大変な問題であった。相当やはり悩まれたのであらうと。しかし、出港した後、頻繁に入れるようなことはしないというのと同時に、やはり核搭載については口頭で照会していたけれども今度は文書でいうことと同時に、先ほど検証の中での話がありましたけれども、このインディ

ペンデンス側もごみ、し尿処理の関係では非常に神経をとがらせ、それから事故があってはならないということでオイルフェンスまで張りながら本船事故の、本船というより艦船事故のないような措置を講じてきた。次に向けて一地方自治体の首長はやはりはっきりと言明していくということについては大きな評価である、こういうふう述べているんですね。

今日の質疑を聞いて、また私もこれからずっと質問してまいりますけれども、問題はやはりその一地域における小樽市としての主体性がどう持てるかということにあると思います。関連しながらずっと聞いていきますけれども、インディペンデンスの教訓に基づいて、その後何船か軍艦が入ってきておりますけれども、それら教訓に基づいてどういう対応などをとられてきたか、港湾部にお聞きいたします。

○港政課長

インディペンデンスの入港以後、何隻も入港がございましたけれども、委員ご指摘になりましたごみの問題、それから港湾関係事業への影響、これらについてももちろんのこと支障のないような対応、それからそれに伴います警備、それからごみの関係、それらについて対応していきたいと思います。

○渡部委員

その今話をしている。その後、軍艦の対応、つまりJ・S・マッケイン、それからモービルベイが入りましたね。いろいろ指摘される事項ありましたけれども、この2船については一定のバリエーション的に、さらに一般公開を認めない。確かに2月4日そして2月5日ということで、2年続けて2月に入ってきているということも季節的なものはあったにしても、やはり一般公開をそこでさせなかったということにも一つの対応のあらわれでないかなと、私は見ているんですけれども、いかがですか。忘れませんか。

○港政課長

言葉足らずで申しわけございませんでした。インディペンデンス以降もうこれで、ジョン・S・マッケイン、これは季節の問題もございますし、先ほどご指摘のとおり一般公開について市の方から申し入れをして、結果として実施されてございません。

○渡部委員

インディペンデンスが3年前に入港して出港、その時点と今の現状で、港湾の施設的な変化と周辺の変化をどのようにとらえておりますか。

○港湾部長

3年前のインディペンデンスが入られたときにつきましては、一つには今回のキティホークもほかにはないと思えば、勝納ということで、それぞれ勝納の大型バースでございまして、3年前の当時は背後地の荷捌き地では木材を扱っておりましたし、またマイカルの工事が進められておったとか、それに伴い私どもの区域の中では臨港道路の4車線化という工事を進めておりまして、今回3年たつわけですけれども、今現在ですと、ご存じのようにマイカルオープンして、そしてまた木材も港町新たにできましたので、あちらの方にシフトさせてもらっている、このような状況の中で施設的にはそういう変化があったのかな。

対策につきましても、今後仮に入れるとすれば、先ほどもお話ししましたように、いろいろな業界の意見なり、今お話がありました検証もありますので、そういったことを踏まえながらいろいろな手立てをまた考えていかなければならない、そんなふうには思っております。

○渡部委員

情勢的あるいは動静的な面について伺いました。具体的に何点かまた続いてお聞きいたします。

先ほど、質疑の中で1961年以降、艦船が61隻の入港を見ているということです。道内の各港湾は1961年以降、何隻でどういう艦船が入っているのか、お聞かせください。

○港政課長

道内各港の米艦船の入港については、当方把握してございません。

○渡部委員

難しいでしょうか。小樽港のことだけ考えていればそれでいいということなのか。なぜ聞いたかといいますのは、道内でも小樽港は際立って米艦船の入港が多い。小樽港港湾関係者含めて小樽市に、そして皆さんが言うように小樽は平和な商業港であるということですね。そういった面からすると、それを抜いたとしても軍港というのと準軍港化という定義の面までずっと聞いていこうと思ったんですけれども、中間ないということですから、その定義について、そうしたらお聞かせください。

○港湾部長

港湾の軍港化ということでございますけれども、定義というのはなかなか難しいんですけれども、私は本質的には一つは軍港化というのはやはり港湾の機能の中に専用というんですか、そういった軍艦にかかわる機能が具備されているのがやはり軍港化でないかなと思うし、準軍港化というのはどうなんだという話になりますけれども、どの程度の規模で準軍港化で、それ以上だったら軍港化ということ言えるのかどうかちょっとわかりませんけれども、少なくとも私どもとしては、今私どもの港は商業港ということで一致しておりますので、そういったところまで議題にかかることないんですけれども、機会があったら調べておきたいと思います。

○渡部委員

今までこの種の質問をしますと、あるいは要望書を提出したときに、軍港化並びに準軍港化はしない。あくまでも商業港として発展を期すという、こういうことなんです。だけれども、軍港化、準軍港化の定義は現状知らないし、時間があったらちょっと調べてみる的で、果たして今までそうしたら答弁されている面は何を基準として、あるいは何を根拠として答えられていたのか、お聞かせください。

とにかく、ちょっと聞いてください。先ほど、ほかの港にどのぐらいの船が入っているという、軍艦が入っているか示してもらえないために、なかなか質問というのは迫力失うんです。小樽港が突出していると思うんですよ。だから、流通港湾として商業港湾としてなぜそんなに突出しているのか。あわせて、では、なぜ小樽港なのか。その環境及び背景は何なのか、この点も含めてお聞かせください。

○港湾部長

今の質問でございますけれども、確かに現在は軍港化、準軍港化ではないという話をしていまして、先ほどちょっと触れましたけれども、やはり軍機能というんですか、そういったものを我々一般的には考えておりまして、港の中にそういった軍事的な設備がある港というのはやはり軍港という位置付け、正確な公式的な位置付けかどうかわかりませんけれども、そういう呼び名を我々しているものですから、そういった港ではないよということで、一つはお断りしている。こういう判断しているのが一つと、今お話のように、小樽には軍艦が突出しているということでお話ございましたけれども、なぜなんだということでございますけれども、この理由につきましては、私どもも具体的に分析はしていませんけれども、ただ一つ言えるのは、やはり常々お話ししていますように、やはり小樽港というのは歴史もあるし、札幌、道都の札幌に近いということもありまして、やはり友好親善、もしくは観光といったものも含めまして、非常に船で来られると便利さがあるのかなというところが、我々認識していまして、特に深い理由というのは特別調査したわけではないんですけれども、一つはやはり友好親善、そして補給、こういったものをやはり非常に利用しやすい港ではないのかなという感じでは受けております。

○渡部委員

実際のところ、道央の流通拠点港として発展してきた小樽港であり、しかし、これだけの艦船が入ることになってきたら、果たして流通港湾としてそのままでいいのかどうか。艦船の流通拠点港と言われても仕方ないのではないかなというぐらい頻繁に小樽に入っていくと、そういう受けとめでいるわけなんですけれども、いかがですか。

○港湾部長

それぞれ受け取り方あるわけですがけれども、私どもといたしましては、先ほどご指摘ありましたというか、お話ありましたように、平均すると年に2～3隻ということになるわけですがけれども、それをもって私たちは軍港化にされるという位置付けはないと認識しておりまして、特に小樽港につきましては、ご存じのように穀物関連をベースにしました輸入食料基地という位置付けの中、それを含めたいろいろな大宗貨物を扱う商港としての歴史があるものですから、それをやはり今でも持ち続けておりますので、そういったものをベースにしながら発展させていこうと、こういうスタンスでおりますので、突出しているということには確かなるかもしれませんが、流通港湾としての位置付けは私たちは今現在持っているということでございます。

○渡部委員

受けとめというのと、それから現実という、その面をとらえたとき、それぞれの物の判断ということがありますから、こういった面については引き続き話をしていくということで、進めていきたいというふうに思います。

市長は今回の各議員の代表質問に対して、1つは港湾機能への障害にならないように、つまり障害機能の有無、2つは入出港時の安全性、3つは核搭載の有無、これを基本として各方面の意見を聞きながら判断をしてまいりたいと、これが一体した実は答弁でありますし、前新谷市長のときからこのことについては継承されている。

港湾部に港湾機能について少しやりとりしたいと思います。港湾機能の定義というのはどのようにお持ちですか。

○港湾部長

港湾機能の定義ということでございますけれども、港湾の場合、通常より船の出入りが一つあるわけですが、そこには当然いろいろな施設がありまして、荷役施設、またそれを下ろしたものを運ぶ施設、それを埠頭内で運ぶ施設、そして保管という、そういった機能があるかと思います。今、私ども考えているのはやはり小樽の街も歴史的に相当古いの、保管施設につきましても相当歴史があるということで、そういった施設をリニューアルしようということで今取り組んでおりますし、また、岸壁等につきましても相当古い歴史のあるものですから老朽化しているということもありますし、そういったことを少しずつ整備をしながら、現代的なというか、近代的な港湾に少しずつ向かっていこうかなと思っていますので、今言われた規模につきましては、岸壁、荷さばき地、上屋、それからそれらを保管するものと、こういったものを具体的にそれぞれの機能を持ちながら、そのものを出し入れし、そして流通するというのが港湾の機能ではないかと、こんなふうには理解しています。

○渡部委員

時間の関係もありますので、端的に聞いておきます。

市長は、港湾機能への障害の有無ということ、今部長はいわゆる港湾活動にかかわる面も含めて港湾機能であると、いわば定義というそのことの見解が今示されました。港湾部長から見て、では、前回のインディペンデンスとのかかわりからいったら、港湾機能の障害であったと、そのことについてはそのとおり、今の部長の言われる面からいったら、そのとおりかなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○港湾部長

3年前ですがけれども、確かに先ほど私も若干の支障はあったという話もしているんですが、一つ我々既にやっている、市長もそうなんですけれども、港湾機能の支障というのは程度の問題もあるかと思いますけれども、一つは業界の中でも意見を聞かせていただいたのは、例えばフェリーですと荷物がおくれたという、例えば幹線道路においては交通渋滞に巻き込まれたと、大きな意味ではこれも一つの支障だろうと思います。

私どもはそれに伴いまして相当数の影響があったという判断はどこですのかというのはなかなか難しいんですが、業界さんに聞くと、それほど大きな影響はないと、ただ全然ないのかという話には、こういったことでちょっと倉庫と倉庫との間の出し入れにはこれだけ時間が、通常では仮に10時間で終わるものを11時間かかったとか、そういったおくれがあったということで、大きな意味での支障になるのかもしれませんが、業界の方ではそこまでは支障があったという判断の中にはなかなか示されなかったところもあると思います。

○渡部委員

実際からいうと、先ほど北野委員の方でも質問ありました。大方の見方というのは、バースならバースという設計と、バースの競合、それに伴う荷役、これが港湾機能という考え方、一般的であります。

しかし、港湾の場合については港湾活動全般にわたってが港湾機能だと、ですから、米艦船も入れること自身が港湾機能への障害を持ち込んでいると、このようになりませんか。それは大きい小さいという意味で判断の尺度はあるかもしれませんが、入れることによって、そして人が入り込む、そのことによって搬入、搬出あるいは倉出しの関係、あるいは輸送関係、土場での仕事に対しての入り込み、駐車場とのかかわり、そういう面もろもろ見ていったときは、これは港湾活動に障害を来していることでありますから、当然港湾機能への障害ということでとらえるのが第一義だというふうに私は思いますけれども、いかがですか。

○港湾部長

確かに港湾区域に一般の方々が入らないというのが一般的な考え方かと思います。その中で、通常こういった艦船が入ってくるとき以外であっても、一般車両含めた観光客も含めて入ってくるわけですが、今言われるように、こういったことが入ることによって、多少なりともそういう支障を来すのはやはり第一義的に考えるべきではないかという話ですが、私どもとしてはそういったところ確かに考え方としてはあるのかと思いますけれども、ただ一方では港の中も広い意味では、特に最近では親水空間とか、水に海に親しむとかということもありまして、そういった機能も港の中にもありまして、そういうことから先ほどもお話ししましたが、今言った倉から倉への出し入れだとか、艦船による渋滞にあったとかという話を聞いていますけれども、それが今回空母が入ることによって、一時的に支障は来たということで、そういう判断で果たしてどこまでがなるのかなというところあります。そういう意味では私どもも、もし仮に今後入ってくるとすれば、そのように十分やはり業界の意向を聞きながら、そういったことのないようなことで考えていかなければならないと、こんなふうには思っております。

○渡部委員

常々、港湾問題でのお話をしますと、港湾産業の振興である、あるいは活力をどう生み出していくのか、そのための育成振興策をどう考えていくのか、あるいは大きな面では、今のこの厳しい情勢の中でやはり港湾産業の発展のためにはポートセールスを強化して、そして誘致していく、その体制もとっていく。こういう一つの大きな目標があるというその第一義をもっとしっかりと見つめていく必要があると思います。今ちらっとその話の中で、ほかの船が入ってきて、私は最初この問題に入るときには3つの提起をしているんですね。港湾機能の障害、それから入出港時の安全の問題、核搭載、それは観光船あるいは帆船ということの中で入ってきたとしても、そうしたら入出港時の安全性、多少あるかもしれないけれども、客船や帆船は核の疑いがないんですよ。この3つを総合的に見ていったときの話を今しているんであって、ですから、米艦船にかかわる、あるいは今回の空母にかかわるという面は、もう少し港湾の中では中なりにシビアに物事を考えるというのは当たり前のことであって、またそのことが今後の港湾のあり方につながっていくというふうに私は思います。

それでまた答弁の中でお話がありました。港湾の立ち入りという、そういう面で話ありましたけれども、港湾の立ち入りについては、通常港湾関係者以外の人はお断りなんですね。その点は各埠頭に看板を掲げております。ずっといろいろな面で質問したいところでもありますけれども時間の関係もあって制限を自分なりにしなければならぬということから、やはり港湾機能に、あるいは港湾活動に支障を来すものは迎え入れるべきものではないということと同時に、仮にそこに寄港ということでバース使用したときには、港湾関係者以外の人方を港湾の中に入れるということについては、通常の段階と異なる取り扱いでありますから、いかなることがあっても埠頭内に、港頭地区内にやはり立入禁止というやつを明確にすべきであります。いかがでしょうか。

○港湾部長

港湾の機能確保に支障あるものはやはり入れるべきでないというお話でございますけれども、私どもは確かにそ

ういったスタンスで看板等を掲げまして、そういう喚起をしているところでございますけれども、何分広いエリアでございますし、また港湾活動といわれていますが、その中の判断というのはなかなか難しいものですから、例えばトラックとか荷役の機械が動いている場所なんですけれども、やはり特に勝納の中だと一般商業活動もやっておりますし、そういった意味ではそういった車両が入ってくるというのもございます。それが1つあるのと、もう1つは仮に入港を認めた場合には、埠頭内に入れるべきでないということですが、私どもも今回の例をとりますと、仮にキティホークが入ってこられても、前回と同様に一般公開やるのかなという話もあるんですけれども、私どもとしては今のところは具体のそんな話はまだ聞いておりませんけれども、私どもとしては一般公開を避けていただくようなことをこれから、もしそういうことに入ってくるということになれば、そういうことをひとつ条件として話をしていきたいな、こんなふうに思っています。

○渡部委員

港湾活動、港湾機能という上からして、仮に一般公開をやめてくださいと言う、しかし、そばまでは人が入り込む、混雑することによって障害が出る、警備から駐車からいろいろな問題がそこに発生するということになるんですよ。だから入り口なら入り口で、通常取り扱いのように、港湾の中には入れませんということを明らかにすることが港湾部なら港湾部という上で、それは小樽市の主体性の発揮だと思うんです。私は最初に主体性の持てない中において、今日まで滑らかに来ている。その滑らかさがまた友好親善、補給とか、いろいろな要素の中でまた滑らかに行っている。こういうのではなく、やはり主体性というものをしっかりと持っていただきたいと思うんです。小樽港の発展を期するという上からすると、そういう主体性をどうとっていくのか。片方は常に市民とのかかわりでの主体性をどうとるのか、これは大事な問題であります。やはりしっかりとその点は考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○港湾部長

確かに港というのはそういう仕事の場でもございますし、一般の方々の入るところではないというのはそのとおりだと思います。

だが、私ども先ほどお話のように、港は港湾活動のする場ばかりではなくて、親水空間というのを最近特に言われていまして、委員ご存じのように、勝納、築港臨海公園だとか、またそういったところに港内で働く方々の憩いの場もあり、それは限定しているわけではないわけですし、一般市民の方も来られるということもありますので、それをどこまで規制できるかというのがあるわけですが、大きな意味ではやはり港湾の警備というのは港湾活動を行うところでございますので、その点については委員の言われるとおりだと思いますので、その辺これからもう少し私どもとしても、先ほどお話ありましたように、看板を含めできるだけ一般の方々の出入りのないような形を検討していきたいと思います。

○渡部委員

しっかりと港湾にかかわる面は受けとめていただきたいと思うんですよ。なぜこれまでのことを言うのかといいますと、やはり港湾運送事業者並びに港湾関連業者の港湾業域であり、そこで働く人方の職域であり、また仕事場なんですよ。大きな混乱によってということはやはり避けていかなければならん。そのことと同時に、小樽港には頻繁に軍艦が入ることによって、やはり相当のイメージダウンです。場合によっては敬遠されるという、それから小樽港の信頼を失うという、こういうところまでやはり進んでいくんですよ。だからそういった面はもっともっと港湾は港湾なりの主体性を発揮して、港湾全体の秩序を維持していくために、やっぱりきちとした主体性を持った取り扱いをしていただきたい、こういうふうに願うんです。

次に、平成9年第4回定例会で、インディペンデンス後において代表質問いたしました。核の搭載にかかわっての質問であります。「入港艦船の核兵器搭載の有無については、電話などの口頭により照会をしてきておりましたが、今後また仮にそのような問題が発生した場合にありましては、文書で回答をもらいたいと思っております、同領

たのはこう立て続けに米艦入港することと、市長が態度表明している軍港化にしないという公約との関係の整合性をどう図るのか、こういうふうに聞いたんです。市長の方は、これまで米艦の入港については平時における友好親善や休養を目的とした入港と認識していると。そこからの展開なんですけどね、「していることと、したがいまして小樽港につきましては今後も平和な商業港としての発展を期すものであります。軍港化については全く考えていません」こういうくだりがあるんですね。先ほど定義づけが明確にならなかったんだけれども、市長の言わんとする軍港化というのはどういうイメージなんですか。

○市長

先ほど軍港化の定義の話ありましたけれども、艦船が専用といいますか、占有できる施設といいますか、港の中に艦船が占有できる施設、例えば今回のように接岸バースの問題だとか、その他倉庫だとか保管庫だとか、いろいろなものあるでしょうけれども設備が整っているといいますか、そのためにですね。そういったものが軍港化、軍港ではないのかなと、こう思っています。

○佐々木（勝）委員

やりとりの中で1回基地化という言葉が使われたように聞いているんです。それちょっと置きます。基地化ということは、はっきりともう軍事施設に関する設備を置くわけですからね。そうすると今の話でいうと、そういう体をなしていない、または軍港化という定義づけは今定かではないんですけれども、そうすると、これから小樽が発展を目指していく、よく常々議論の対象になるんだけれども、いわゆる商業港として発展していくという観点から立てば、いわゆる共存共栄というそういうような観念に立っているのか。そうすると、言葉は軍港ではなくて、軍民共用化というのかな、こういうようなとらえ方で私の方は受けておる。そうすると、入港のところもそれから軍港、平和な目指すものと一体となるんだというふうに押さえているのか。表現が私の言い方がちょっとあれだけれども、時には必要によっては軍艦入りますよと、時には民間港も入りますよということで、軍民共用化するような小樽の港を描いているのか。私はそうでないと思っているんですけれどもね。そういう受け取り方にされないかということなんです。

○市長

軍民共用なんてことは一切考えておりません。

○佐々木（勝）委員

というふうに、私は受け取りたいですよ。しかし、必要によっては拒否できない部分もありながら認めていくと、こういうことなんですから、そういうことからすればどうなのかなと。きっちりと定義づけをして、それに向かって態度を明確にすると、こういうことが必要でないかと、その道筋がよく見ないというところは私の部分については残るんですよ。

そうすると、今の段階で結論から言っておきます。そういうふうないろいろな障害があるというところへ総合で判断するというところから一步出て、新たな展開として大型商船が小樽に入ってくると、こういうことも情報としてあって、その動きに対してやっぱり機敏に対応しなければならないというふうに一步前のときの答弁がありました。そういう面で考えていけば、そうすると今思い悩んでいる部分の状況を、市長ですよ、市長みずからが判断する上でいろいろな総合的に判断すると、しかし状況的にはどんどんどんどん判断が迫られてきている状況だというときに、今のそのいわゆるもしか、仮にと言ったらおかしいかな、今の気持ちの中でも拒否するというかな、拒否する態度表明みたいなものが出たとしたら、どこにどういう障害が出ますか。今言っているのは、完全に拒否するということではないですよ。思い悩みを言うことによって、どこかへ影響が出てきますか。

○市長

ちょっとご質問の趣旨がはっきりわかりませんが、基本的には商業港であると、したがいまして商船は優先するというので、先ほどもお答えしましたけれども、これはバッティングするということであればバースがな

いわけですから、それはバースがありませんということで回答したいと、こういうふうに申し上げたわけです。

○佐々木（勝）委員

その関係で今代表質問との関係でその部分でちょっと聞かせてもらいます。

先ほど北野委員の方からもいろいろな話が出ていましたけれども、入った場合の安全対策、これが中心で言ったけれども、私は教育委員会に話を移したいと思うんですけれども、いわゆる来た場合の安全対策、それじゃなくて、私は全体的にはいわゆる教育的な配慮に欠けているのではないかなというふうに感じるんです、それはね。

それはどういうことかということ、大型空母が、これ軍艦ですよ。動く基地と言われている軍艦だということですよ。今、学校現場ではいろいろな教育荒廃を問題にしながら、それを大きく言えば平和な教育を求め、そして進めていくという環境にあると思うんですね。そういう中で、現場は昨年から続いている有事立法の問題やら、それからややもすると憲法改正をしながら教育基本法の見直し、国旗・国歌法をつくった、そして指導が強制になり、職命まで出てくるというような動きの中に現場が今あるという状況ですよ。そこへもってきて、軍艦が入ってくるという、そういうようなものが出てきたら、この一連の動きというのは、ああ心配ないやということにはならないと思うんですよ、これはね。そういう面で、あってからの安全対策ではなくて、やはり20世紀から21世紀に向かう小樽の港というものに対するイメージを崩さないためにも、またここが一番大事なときではないかなという感じはするんですよ。

だから、私はよく言葉の中で整理させてもらいますけれども、学校現場の中では、何を教えるかではなくて、何を学ぶかなんですよ。それから歴史を学ぶという、私は歴史に学ぶんだと思うんですよ。それから一番の大事な点は、やっぱり感覚が麻痺していっちゃう。この後の分は大変な思いをするんだというふうに思うんです。そういう面ではいろいろな問題が今現場の方に投げかけられているわけですから、そういう点を踏まえて教育長と市長との中で、そういうような、まあ教育委員会でいいですよ、そういうようなことで現場に与える影響は非常に大きいのではないかなというふうに感じるんですけれども、受けとめ方、教育長どうですか。

○教育長

政治的な状況については、教育委員会としては発言できる立場にございませんので、そのことは差し控えたいと思いますが、今回のキティホークの入港については、市民サイドの中で家庭の中でいろいろ話が出ていると思います。学校で教育の現場の中で、児童・生徒を教職員が引率をして港までその空母を見にいくといったような状況は全く想定もしておりませんし、また、前回のときもそうでしたけれども、児童・生徒がそのことに興味を持って出かけたというときには、保護者とよく相談をして家庭の中でよくお考えいただいて行動するというのも立派な教育の一面だと思いますので、学校あるいは教育委員会としては、そういうことについて改めて児童・生徒云々といったような指導はしないという考えであります。

○佐々木（勝）委員

委員会が先頭切って指導というのではなくて、教育長の現状認識を聞いているんです。

そういう点から考えて、やっぱり歴史を逆戻りしてかないというふうに私は思っている立場です。そういう面で今度は市長に最後の質問しますが、今全国的に注目されているものは何なのかということを考えれば、今日、特別の会を持って市長の方へ拒否しますとか、それから入港認めますとか、こういうふうに期待する部分もあると思うんです。しかし、私らみんなが注目しているのは、これからの小樽港、先ほどから言っている平和で安全な商業港として発展していくという、そういうところにひとつの到達点があるとすれば、今議会も含めて市民がそういう面での良識ある選択が求められているのではないかなというふうに感じ取るわけですよ。そういう面で考えて、市長のあと残された部分ですけれども、そういう意味での市民感情並びに国民に与える影響等々含めて判断をお願いしたいというふうに思いますけれども、よろしく。

○市長

これに従っているいろいろなことを決める遵守履行するのが筋だ。つまり認めるべきだ、こういう考えを持っております。これはインディペンデンスのときと同じ考え方です。

そこで、今各会派のお話や質疑を聞いておりまして、これは専ら市長にお尋ねしますが、市長の基本的な考え方はどうなんだと。これが見えてきません。これから総合的に判断するとおっしゃっているけれども、まさか今回いろいろな外務省からの資料であるとか、領事館からの資料ですか、回答書ですか、それを待って、それを見て初めてインディペンデンスのときにも議論になった空母入港を認めるか認めないかということを、そこで初めてにわか仕立てに判断するのではないと思うんです。基本的な考え方がある、これは具体的には認める、認めないです。この2つの選択肢の中でどちらかの市長には考えがあって、その考えを市長としての判断をより正確で確固たるものにするために資料をとりつけると思うんですね。市長の基本的なところをお聞きしたいんですが。

○市長

基本的な話は先ほどから何回もしたつもりですが、一つは商業港としての機能というものを守っていきたいというのが基本的な姿勢です。ですから、貨物船がバッチングするというような情報が入りまして、そのことについては十分情報を察知して、もしバッチングするのであれば米艦のバースはありませんと、商業船を優先しますと、こういうようなことで申し上げているわけです。

ただ、日程的なものがまだ確定しておりませんのでもう少し時間がほしいと、精度の高い情報を得たいと、そういうことです。それが基本的にはそういうことです。

それから、いわゆる小樽市の3原則といいますか、先ほどから何回も出しますが、港湾機能の影響とか、それから入出港時の安全、それから核兵器の搭載問題、こういったものを十分調査をして、その中で判断をしていくというのが従来からの考え方ですから、その考え方については変わっていないと。

○斉藤（裕）委員

何回もおっしゃっていますけれども、商業港を優先するという考え方は先ほどから何回も答弁されている。ですが、基本的には空母の入港は例えば基本的には認める立場におるんだけれども、それにもまして商業港としての機能の方を優先とすべきだとおっしゃっているのか、いやどっちでもないけれども、船来たらだめだよと。何か商船が入る、入らない、着く、着かない、接岸する、しないなんて話になりますと、何だか本当に潮任せみたいな話で、政策的な判断に聞こえないんです。あたかも商船とのバッチングは大きな意味を、市長の判断を揺るがせるように聞こえてくる。根っこの部分はどうなんだ、これをお尋ねしたいんですね。市長のあと判断材料に必要なものというのは、材料というのはあと何なんですか。

○市長

何回も言いますが、商業港であることをとにかく念頭に置いて、その中でいわゆる日米安保条約があって、地位協定があって、それで米艦の入港通知がくるという、こういうふうな状況になっているわけですね。それで小樽の場合は、入港通知を受けて、直ちにそれを飲むのではなくて、さっき言った3原則を調査確認をして判断をするというようなことが基本的な姿勢である、そう思っております。

○斉藤（裕）委員

なぜ、私が基本的には入港なのか、入港容認なのかどうかとこだわるのは、仮の話でお互い進んでいるわけですが、もしバッチングしたらとか何とかという話になるわけですが、バッチングしますと、ですからバースがありません。アメリカに伝えますよね、そしてアメリカがみずからの責任において商船と話し合いつけて、お互い譲り合うなんていう話になったらどうなんですか。そのときにやはりもとの振り出しに戻って、基本的な判断どうかという話になっちゃうじゃないですか。そのことだって心配されるんです。

○市長

市が求められているのは、バースを手配してくれという海上保安からの連絡です。それに対して小樽市としては

パスがある、ないの返事をしなければいけないですね。ある、なしの返事をして、ありませんと言ったときにどう対応するのか、それは我々関知するところでないので、どういう反応するのか、商船の運行を確認して日程を米国側が変えるのかどうするのか、改めて日にちを変えてくるのか、それは我々が考える筋合いのことではないので、だからこそお答えできないと、こういうことです。

○斉藤（裕）委員

そういうことですねって元気よく言われたって、非常にわかりづらいんですよ。そうすれば、振り出しへ戻って一から議論するのかどうかという話になりますけれども、もし市長の考え方の中で、商業港優先ということを第一の守らなければならないことだと、こう判断された、これはいいんです、それは市長の考えだからいいんです。指図するわけでも何でもありません。

ただ、それが譲り合いなんか起きてしまったら、一番の論拠を失うという立場に追い込まれるのではないですかと、こう心配しています。

市長はインディペンデンスのときには、どういうお立場でおられましたか。また、どういう対応、持ち分でしたか。役回りはどんな役回りでしたか。

○市長

当時は総務部長でありまして、現地で総合統括本部長という役割で警備担当、あるいはまた港湾部との連絡調整といいますが、そんな役回りをしていました。

○斉藤（裕）委員

つまり、当時のいろいろな環境であるとか、それとか前市長新谷市長のいろいろな苦悩、苦渋の選択というんですか、つぶさに横でござんになっていた立場だと思うんですよ。そこで、前回も同じこの調査特別委員会で私たちは同じ立場からいろいろ質問をさせていただいています。同じ立場でないのは与党であったのと野党に変わったという、それだけなんですけれどもね。私たちは先ほど前段で立場を申し上げたわけなんですけれども、しかし一方で国の専掌事項だと、安保、国防という問題を前回は初めてでしたから、どういう歴史に影響を与えるかわからない判断を、あたかも15万市の小樽市長に押しつけるような国とか道の態度はいかなものかという質問をしたんです。

なぜか、それは小樽市長といえどもそんな判断をする知恵はあっても情報がありません。そういう希薄な情報の中で、そういう大きな判断をするのは本当に苦しかっただろうと、こう思いました。その点を前市長にお尋ねしましたら、それはそうだということをおっしゃって、ここに議事録ありますけれども、もう少し外務省があらゆることの窓口になって、いろいろ関係する事項の連携を早くからとってもらえたらという、そのときの新谷前市長の率直な感想でありました。これは側近としての現山田市長も得られていると思うんですね。

また、やはり安保の窓口から連携があり、こちらも地域の問題を整理する。こういう連携姿勢でなければならぬんじゃないかと前市長はおっしゃっています。そして質問の結びの答弁では、前市長は、一連のスケジュールが終わったら、いろいろ国とのかかわり合いの問題についても問題提起を含めて国に申し上げていきたい、こう言われているわけです。

そのとき、まさに前市長の側近として陣頭指揮をとっておられた現市長、国との、まさか喉もと過ぎればなんとやらで、何もしなかったというわけではないでしょうけれども、その後国に対する要請であるとか、問題提起というのは具体的にどういうことをされたのか、その辺をお答え願いたいと思います。

○市長

細かくは記憶しておりませんが、前市長が寄港後、船が出ていった後、国に行きまして、いろいろとお話をしてきたということは聞いておりますけれども、そのことを直接総括をしてやったという記憶がちょっとないんですけれども、ただ、国の対応が依然としてばらばらだと、窓口は外務省は安保に係る問題、例えばそして費用負担の問題どうするんだということになると、いやそれは防衛施設庁だと、そして小樽でこういう費用がかかったよ

のときは、安全保障理事会が国政の平和及び安全を回復し、及びそれらに必要な措置をとったときは中止しなければならない」となっております。

第6条でございますけれども、「日本国が安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全維持に寄与するため、アメリカ合衆国はその陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許されている。前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基づく行政協定にかわる別個の協定及び合意される他の取り決めにより規律される」と、こういうふうになってございます。

○中村委員

陳情・請願が上がっています。それから今キティホークの入港に際して反対の意見の方もいらっしゃいますけれども、何かその話を聞いていますと、とんでもない何か敵国の軍艦が入ってくるような、そんなイメージで語られているように聞こえてくるんですね。日本とアメリカというのはどういう関係なんでしょうか。敵国なんですか、それとも友好国なんですか、同盟国なんでしょうか。基本的なことを、日米同盟の意義ですね、簡単でいいですかちょっと。

○総務部長

安全保障条約が結ばれたというその根本の目的、理由ということなんですけれども、日本国及びアメリカ合衆国は両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し云々で続いているわけです。これの述べられていることが日米同盟のいわゆる根本を成すものではないかというふうに考えています。

○中村委員

日米同盟は緊密に連携してそういうことを保ちながらやっているわけですね。その米軍ですけれども、いろいろな見方をする方もいらっしゃるでしょうけれども、私たちとしては、米軍が東アジアに展開していますよね。西太平洋と言ってもいいでしょうか。でも東アジアの状況ですけれども、世界のいろいろな地域と比較をしてみますと、今の状況では安定しているだろうというふうに言えると思います。

しかし、依然として潜在的な紛争要因はたくさん抱えている、そういう状況下にあるというふうに今判断できると思います。それだからこそ、この紛争の発生を、さっきおっしゃいましたけれども抑止ということですね。紛争の発生を抑止し、紛争が発生した場合にそれらに対処するメカニズムが必要だというふうに考えます。本来ですと、地域的な安全保障メカニズムというものがなくて、それがあるべきだと思うんですが、しかしながら、現実の問題としてそういうものは東アジアには現在存在していませんね。しておりません。

強いて言うならば、例えば1994年に始まったASEAN地域フォーラム、そういう一つの動きかなというふうに思いますけれども、まだまだその効果といいますか、それを生み出すまでには至っていない、現時点ですね。そういう状況下にあるかと思います。

そういう中で、東アジアの安定、また経済発展、その背景にあったものは、やはり非常に大きな要素を成すものはアメリカの軍事プレゼンスであつたろうと私たちは思うわけであります。その地域安定に果たした役割は大変大きなものがあつた、現在もそうだと思います。この米軍のプレゼンスを支えているのは、やはり大きな柱は日米同盟であろうと思います。この辺どうですか。

○市長

非常に高度な問題で国会で議論していただきたいなと思いますけれども、確かに米軍を中心に日本の自衛隊を含めて我が国の安全といいますか、そういったものについて寄与してくれているんだろうと思いますし、東アジアの関係につきましては、ちょっと私からコメントする立場にないので、ご理解いただきたいと思います。

○中村委員

その米軍のプレゼンスを支えているのは日米同盟という大きな柱であろうというふうに思うわけです、私たちは、また、このことによって得られる地域の安定平和、その利益といいますか、それは等しくこの地域の諸国のほとんどが享受されているのではないかなというふうに思われるわけであります。こういうことからしても、私たちは今度の21世紀に入ってもこの日米同盟を機軸として堅持をして、そしてその責任を負っていかねばならない、その立場にあるかと思えます。

先ほど来の、キティホークの入港に関してパースがとれるかどうか返事をすればよい。確かにそうでしょう。しかしこういう状況から考えますと、どうも木で鼻をくくったようなそんな程度のことにしか聞こえてこないわけなんです。確かに商船とバッティングする、決断をしなければなりませんけれども、その前にどなたかもおっしゃいましたけれども、もしそのバッティングを解消できるのであれば、できるだけ事前に努力、調整というものをやっていただくことはできないかなと、例えばその商船の方とも、あるいは米軍、あるいは外務省、運輸省どうなのかな、そういったところを通して結構ですけれども、事前にそういう調整をして、そしてなおかつ商船も入れる、そして空母もまた入れる、そういう状況をぜひつくっていただきたい。もちろん私たちは何が何でも商船を排除してでも空母を入れるというふうには言いません。

しかしながら、最大限その時期的なそういう調整ができないかとか、その努力をやはりすべきだというふうに思うわけであります。私たちは本当に次の新しい時代に向けて、新しい秩序を形成する主体として、また主体的な選択としてこの日米同盟、日本にとってもかけがえのない外交戦略上の資産であると思います。この日米同盟をさらに強化充実をして、そして新たな時代、新たな秩序を構築していかなければならないだろうというふうに思うんですね。そういった視点からもぜひ今お願いしたような点で、市長に多大な努力をしていただきたいというふうに思います。

○市長

調整というお話ございましたけれども、周辺事態法になると国が調整するようなことを言っていますけれども、現時点では我々がどちらを調整して、どちらを入れるかという話にはならないだろうと。ですから、あくまでも我々としては商船優先という立場で対応していきたいと思っています。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後5時24分

再開 午後6時00分

○委員長

会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

○新野委員

自由民主党を代表いたしまして、当委員会に付託されております共産党提出の議案第34号小樽市非核港湾条例案は否決、請願、陳情はいずれも不採択と決することに賛成の討論をいたします。

米空母キティホーク入港問題につきましては、これが空母を初めとした米艦船の入港をもって直ちに小樽港の軍港化につながるのではないかと指摘や、核兵器搭載の疑いに強い懸念を表明する方々もおりますが、日米安全保障条約に基づき締結された日米地位協定や非核3原則に照らし検討してみても、我が党としては同艦の入港は特段に問題なしとの見解を表明するものであります。

これら基本的な大原則を何ら考慮せずに、短絡的な断定を下すなどの態度は全く早計な判断と言わざるを得ないものであります。

なぜならば、今回のキティホーク入港の目的が乗組員の休養や観光などという、まさに友好親善そのものに根ざすことにかんがみれば、インディペンデンス同様に入港を容認すべきものと考えております。

既に、今定例会で市長が再三にわたりキティホーク入港について答弁されておりますが、我が党としても市長の基本的な考え方、慎重な姿勢については賛同するものであります。

つまり、キティホークの核兵器搭載の有無、入港時期などを危惧され、既存港湾施設へのダメージ、時を同じくして勝納埠頭に入港を予定する民間商業船の港湾荷さばき作業への影響など、種々これらを総体的に斟酌し判断していくことが、現に入港を容認するための前提であり、かつ絶対条件であると認識しております。

地方自治体はその重要な使命の一つに住民の生命、財産を守る義務がありますが、これは自明の理であり、改めてここで申し述べるまでもありません。

また、小樽港に対する考え方についても一に商業港としての健全なる発展、さらなる飛躍を願うものであり、長年にわたり我が党は市に対し、機会あるごとに本港の近代化に向けた重点的な整備に取り組むよう声を大にして要請してまいりました。これら基本理念は将来にわたり不変のものであり、変更する考えはありません。

しかしながら、我が党としては現時点での入港に当たってのさきの条件はほとんどクリアされているとの現状認識に立つものであり、したがって付託された共産党提出の議案第34号小樽市非核港湾条例案については、非核3原則が存在する以上、いわゆる非核証明書の提示は必要なしとの判断から否決と、請願、陳情の内容は現状認識に妥当性を欠くとの結論に至り、いずれも不採択と決することを主張して、自由民主党を代表しての討論といたします。

○古沢委員

共産党を代表して討論いたします。

議案第34号、請願第17号～第38号、陳情第45号については、いずれも継続を主張します。

以下、簡単に理由を述べます。

本日の特別委員会を通じて以下のことが明らかになりました。

- 1 小樽市は全道他市に先駆けた核兵器廃絶平和都市宣言の街であること。
- 2 小樽港は平和安全な商業港であること。
- 3 97年インディペンデンスが寄港、そしてまた今回空母キティホーク寄港計画、このいずれも全国の民間港では小樽港が初めてのものであること。
- 4 同時期に既に港を発している大型貨物船が、小樽港に向かって既に出港していること。
- 5 一時立ち寄り、寄港、これらについては事前協議の対象とはしない、こうした日米間の核密約の取り決めが明らかになっていること。
- 6 したがって、今回寄港の米空母キティホークの核兵器搭載疑惑がますます深まっていること。

陳情、請願の願意は、これらの点に即して極めて妥当であり、あわせて我が党が提出している議案第34号はこうした陳情、請願願意を条例制定によって実現させていくことができるものでありますが、しかし、何よりも安保条約、地位協定といわゆる市長3項目、これらに関して答弁矛盾を来していること。そして、今回の寄港計画に関しては、市長がいまだに態度を決めかねていること。これらが理由であります。

なお、この継続の主張が否決された場合には、議案は可決、陳情、請願は採択の態度をとります。

以上であります。

○斉藤（陽）委員

公明党を代表し、討論を行います。

議案第34号に反対、請願第17号～第38号、陳情第45号については不採択といたします。

外交防衛は国の専管事項であり、我が国は非核3原則を堅持しています。

さらに、小樽市は核兵器廃絶平和都市宣言を行っております。米国艦船の来航については非核3原則を堅持する

我が国に対して、日米安保条約による事前協議の申し出がない以上、当該艦船については個々にその証明書の提出を求めるまでもなく、核の搭載はないと考えるべきであり、また我が党は日米安保条約については国際社会の平和構築のために、またアジア太平洋地域における対話による信頼関係の確立に不可欠のものと位置付けており、その入港をすべて拒否することはできないものと考えます。

以上の理由により、議案第34号に反対、請願第17号～第38号、陳情第45号については不採択の態度を表明し、討論を終わります。

○渡部委員

民主党市民連合を代表して、市民が求めているのは平和な港湾であり、そのことは今後においても十分なる議論の必要があることから、議案第34号については継続、それから請願第17号～38号、陳情第45号については、いずれも継続を主張いたします。

もし否決となった場合は、議案第34号については可決、請願、陳情はいずれも採択とします。

討論の詳しくは本会議で行います。

○斉藤（裕）委員

市民クラブを代表し、議案第34号に対し否決、請願、陳情ともに不採択の討論をいたします。

湾岸戦争等に対する日本の莫大な経済支出にもかかわらず、必ずしも日本が国際社会での評価を得ていないのは、世界秩序の維持や平和に対する日本の態度があいまいに諸外国ではうつる。こういったことが一因であると考えます。残念ながら、今回のキティホーク入港に対して市長の態度表明はされておりましたが、私たちはその是非にかかわらず、先ほども議論の中で申し上げましたけれども、批准されている安保条約がある限り、日本が国際的な位置付けを、そして姿勢を明確にする立場からもこれに従って遵守履行するのが条理であろうと、こう考えます。

また、議論にありました非核3原則については、戦略的抑止力を肯定する立場であります。

以上、討論いたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより採決をいたします。

付託された各案件について一括採決いたします。

継続審査とすることに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、議案は可決、請願、陳情はいずれも採択と決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決、請願、陳情はいずれも不採択と決定いたしました。

閉会に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、米空母キティホーク入港に関する熱心なご審議を賜り、委員会としての役目を全うすることができました。これも副委員長初め委員各位と、市長を初め理事者の皆様のご協力によるものと感謝いたしております。

意を十分尽くしませんが、委員長としてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会はこれをもって閉会いたします。